

CHH

昭和四十六年三月十日（水曜日）

業も流通機構の近代化等を取り上げますと、さらに商業人口が工業に回る可能性もござります。こうして勤労者の数は年々わが国においては今後増加していくだろうと思ひます。こうした他の産業から移る勤労者の関係あるいは企業内において今後いろいろ仕事の変更等に対応して変わっていく質の問題、こうした問題を考えますと、ある者は自己啓発をもつと積極的に行なつて、労働意欲をさらに喚起していかねばならぬという面もあるだろうし、ある面には職業訓練を一そう拡大充実していかなければならぬ面もあるわけでございますが、こうした関係やら勤労者全般を含めた勤労者の福祉施設の問題等、こうした各般の施策を通じて勤労者の質の向上や技能の向上をはかつていくことが、ひいてはすなわち勤労者の生活を向上させていくことになるわけでございます。

こういう点の施策についての労働省の状況を実はいろいろと検討してみますと、たとえば四十六年度の予算についてこうしたことを考えながらひもといひますと、来年度の労働省の予算は、一般会計におきましては国全体の九兆四千億というようなかにおきまして千二百八十七億一千二百一十二千円という額が労働省の来年度の予算でございます。これは国全体の予算から見るとほんとうに約一・三％に相当する予算でございます。この一・三％に相当する労働省の予算のうち、失業対策費というのが八百九十五億九千三百四十三万三千円でございます。これを差し引きしますと三百九十一億一千六百七十七万九千円だけになります。そこで国の全体の予算の中に占める一・三％、しかもそのたつた一・三％の中の約七〇％が失業対策関係費でございます。こうして考えますと、これは率直に言つて、予算の面から見ると、労働省というのではなくして失業対策省か何か、失業対策が約七〇％を占めておる、実はこういう状況でございます。

先ほど申し上げましたように、今後日本がさらにきびしい国際競争の中でほんとうにたゆまぬ

努力をして近代的な経済発展をしていかなければならぬ時期に、やらなければならぬことがたくさんあるわけでございます。こうした予算面から見て、私も期待している面をちょっと見ますと、たとえば科学技術振興費はたつた一億八千七百六十八万三千円しか計上されておられません。また数においては九・九％を占めるといわれるわが国の中小企業等におきましては、中小企業対策費を見ましても十七億一千六百四十四万四千円という微々たる予算でございます。先ほど申し上げましたような職業訓練の関係を見ましても、どうも私も期待する、現在から今後にわたつてわが国の産業をささえていくところの夢を持っているわけなんです、そういう夢と予算の面を見ると、どうも合致してこない。さつき言つたように、七〇％は失業対策費というような関係の現在の労働省の状況でございます。

そういう中で今回新しい財産形成の考え方も打ち出されたわけでございますが、私は今後労働省が、もつともつと新しい発想を意欲的に取り上げて、そしてこれらの事業を予算面ともマッチして積極的に進めていかねばならぬ事態ではなからうかと思ひますけれども、これに対する労働大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 御指摘のとおりでございます。まずここに遺憾に存じております。四十六年度の予算におきましては、昨年に比しますとかなり前進を見ております。全体的に見ましても、去年の伸び率よりことしのほうがはるかに伸びたわけでございますが、それにいたしまして、御指摘のとおりでございます。現在すでに全就業者の三分の二は勤労者でございます。わが国のこれからの勤労者対策こそが高度経済成長を進めていく上において最も重要であると考えておりますので、そういう第一線で産業活動に参与する方々のためのさまざまな政策を考える意味において、これらの予算があまりにも少ないということは否定できない事実でございます。そういう点で、これから

の労働行政においては思い切つた積極的な施策を講ずる必要があるというふうに考えておりますので、今後はあらゆる機会に御指摘のような点について大胆な主張をいたしまして、予算の増額等をはかることは当然でございます。

予算面から見ますと、一般会計では非常に少ないわけでございますが、特別会計等を加えますとかなりの額でございます。しかしこれは失業保険特別会計やら労働保険特別会計その他の面を加えて七千億以上の額になっておるのでございす。そういう特別会計があるというところは、一面においては一つの強みであると思ひますが、もう一面は、どうも国家財政の面から見まして、そういう特別会計だけに大きく依存をさせてまいつたという従来の経過を考えたとき、どうも必ずしも労働省の政策が適正な形ではなかつたんじゃないかというふうな反省をさせられる向きが多いわけでございます。そういう面では、これからは思い切つた各種の施策を講じまして、予算面でも必要とするものは十分に獲得するということが必要であらうかと思つております。

今回の勤労者財産形成政策のごときも、実はかなり大きな予算を将来は必要とすると考えますが、とりあえず出発点にあたりまして、最小限度の予算で一応スタートを切ることにはいたしました。関係から、予算面にあつたものは非常に少ないわけでございますが、しかし、これはこの制度がだんだんと充実を見るに従ひまして、当然もう大きな予算を伴ふ必要が出てくるわけでございます。そういう面では一応の――不満足ではございましたが、当初にあつた最小限度のところからスタートをするという意味合いで、この政策が実施をされる段階を見たというところを非常に心強く考えております。これでもって満足するのではないという点、また単に勤労者の財産形成政策のみならず、労働省全体の政策がまだまだ非常に不十分である、たとえば今日の公害対策等の問題につきましても、労働省の關係は非常に重要な使命を持つておると私は思ひます。労働基

準監督官の数の増員を行ふ必要がある、あるいはまた、各企業、工場等にも十分な指導監督を行なう、公害を未然に防止するという面でも非常に大きな公害対策上の使命を持ち得ると考えております。そういう面を指摘いたしまして、増員等をかなり強く要求したわけでございますが、これまたある程度の増員は認められたものの、必ずしも十分ではないという点で、はなはだ遺憾に考えております。しかし、ものは一歩ずつ前進するという意味で、これはかなり前進を約束された姿で、今後労働省の予算というものは将来に希望が託せるのではないかといい、これからだんだんと大きく育ててまいりたい、皆さま方の特段の御鞭撻や御協力をお願いする次第でございます。

○向山委員 先ほど失業対策関係が七〇％を占めるといふふうなことを申し上げましたが、わが国の労働力の状況を見ますと、労働省の關係からよく答弁がございすように、昭和五十年までの状況を見ますと、大体数の上においては一・一％から一・五％くらいの労働力の伸び率のようでございます。しかし、内容をみますと、質は年々、このところ新しい卒の数がだんだん減つてまいりまして、一般の方々の労働力、その中でも中年の家庭持のいわゆる婦女子關係の数が逐次ふえていくような状況でございます。私は、先ほど申し上げましたように、今後非常に産業構造的にも、仕事の面においても大きく変革をしていくであろうわが国の状況から見たときに、こうした状況に対応するような、たとえば職業訓練の關係を、もつとも施設も實際も整備していくというふうなことをしていかなければ、もうその数に期待はできないわけなんだから、こうした必然的に変わっていく質、そうしたものをさらに向上させていくというふうなことをしていかなければならぬのです。従来よりもこの点毎年毎年多少伸びているのでそれはど感ぜませんが、従来のものを基準にしないで、いまの時点に立つて考えれば、相当思い切つたことをやらなければいけない

のじゃないかというふうに考えるわけなんです
が、こんなことについては労働省ではどんな考え
を持っておられるか、簡単に答えを願いたいと
思います。

○野原国務大臣 御指摘のとおりでございます
が、これからは、経済社会発展計画を見ましても
年々労働需要というものは相当多くを要求されて
おるのでございますが、労働給源としてはせいぜ
い一・一〇程度でないかというところは予想されて
おります。ところが、その質でございますが、熟
練の労働者、技能者というものはだんだん減って
きておる。現に百八十万以上の技能労働者が足り
ないという問題がございます。職業訓練その他は
非常に急務でございます。大量に熟練した技能者
を養成する必要があるということから、労働省と
しましては、これを思い切つてひとつ従来の計画
に對しまして三倍程度の熟練労働者を養成する必
要があるということで、職業訓練に特に力を入れ
るということでは実施しようとしておるわけ
でございます。

なおまた、先ほど御指摘がございましたが、婦人
労働力というものが必ずしも十分ではない。今日
一千万程度の方が働いておられますが、なお一
そう社会参加をお願いしまして、そういう方が
パートタイマーなりいろいろな形で職業の分野に
御活躍をいただくという必要性が年々増してくる
わけでございます。ところが女性には、御承知のと
おり、子供を産んだり育てたりするという特殊な重
大な使命がございます。そういう使命、家庭生活
との両立という問題を考えるときに、やはりそれ
に伴う社会的な施設、託児所を設けるとか、女性保
護の見地から行なうべきいろいろな政策が要求さ
れておりますが、それも必ずしも十分ではないと
いう点で、これは職場内においても託児所の施設
をつくること、いろいろな政策を実現したいとい
うことで、いろいろな要求をし、ある程度の実現
をしておるわけでございますが、これも十分では
ないというところは御指摘のとおりでございます。
そういう面を考えると、これからの労働政

策は、ただいま御指摘されましたような問題を通
じまして、いかにしてこれを強力に実現するかと
いう面が大きな課題となつてまいります。そうい
う面、今後の労働行政は、従来の行き方にとら
われずに、思い切つた政策の転換というか、飛躍
的發展が望ましいわけでございます。そういうた
面につきましても、過去を振り返つてみまして、
今後のわが国の経済の発展成長は、勤労者の方
のお力によらなければ十分にその実現は期しがた
いという点を考えますときに、いろいろな政策が
当然必要となつてまいるわけでございます。そう
いった面もあわせて、これから強力に実現を
していきたい、そういう方向で目下衆知を集めて
検討をしておる段階でございます。

○向山委員 賃金の大幅上昇の結果、先ほどの御
答弁では、先進国の中ではフランスとほぼ同様
程度であるというふうなお答えがございました。
そこで、このわが国の状況は、賃金水準の高い欧
米先進国とは異なりまして、わが国の勤労者には
こうした賃金の上昇が財産形成を自主的に進める
だけのゆとりがあるところになつていくかどう
か。

〔委員長退席、佐々木（義）委員長代理着席〕
西ドイツは十年前から勤労者財産形成政策を実施
しておりますが、わが国の現在の所得水準から見
まして、勤労者財産形成政策を自主的に進めるど
の程度の基盤があるかと思はれるか、その辺の
ことについてお答えを願いたいと思ひます。

○岡部（憲）政府委員 先ほど御答弁申し上げまし
たように、賃金の水準がかなり上がつてきており
ます。ただ、その中でさらに貯蓄をやつていく余
力がどの程度あるかという御指摘であらう
かと思ひます。

そこで、最近の賃金の上昇のほかに、たとえば
家計の黒字率等を見ましても、昭和三十年ぐら
いは八・二％ぐらひでございましたが、最近に至
りましては一七・八％というふうな状況になつて
おります。エンゲル係数も逐年下がつてまいり
ておりました、この過去十数年の間に一〇ポイン

以上下がつてきているというふうなことからま
りまして、さらに具体的な現在の勤労者の貯蓄の
動向等を見ますと、勤労者世帯の中で貯蓄をいた
しております率は九・七％ということござい
まして、その保有額も平均いたしまして百十三万
程度の貯蓄保有高を持つておる。さらにそれを階
層別に見てみますと、低所得層と思はれます年
収三十万ないし五十万程度の階層のところに
おきましても九六・四％ぐらひの貯蓄率を持つて
いるというふうなことをあわせて考えますと、まだ
かなり貯蓄する余力があるのではないかと、さ
らに、今後の賃金の上昇等の傾向を見てまいり
ますときに、現在のこのような趨勢から推定いた
しまして、さらに貯蓄をしていく余力は出てまい
るのではないか、こういうふうに一応考えておる
次第でございます。

○向山委員 一方におきまして、わが国の社会保
障はまだまだきつめて不十分でございます。今後
勤労者の生活の安定をはかるためには、まずも
って社会保険を拡充すべきだといふ論もござい
ます。

確かに、いろいろ調べてみますと、年金の關係が
おつていて、いろいろ面を見ましても、社会
保障の拡充は急務ではございます。しかしなが
ら、社会保険だけに依存することは、たとえば英
国病といわれるように、財政の上からもまた国民
の意識の面でも非常に大きな問題があるわけ
でございます。豊かな勤労者生活の実現をはかるた
めには、社会保険と両々相まって勤労者の自主
的な努力が非常に必要になつてくるわけござい
ます。社会保険がだんだん充実されますと、あ
まり勤勞意欲を燃やさなくても社会保障の面
でだんだんカバーされて、どちらかというと、
仕事に誇りを持つてやるといふ面がやや減
殺されるような形になつて非常に困るわけ
なんでしょう、社会保障の充実と相まって
勤勞者の自主的な努力に期待しなければなら
ないと思ひますが、この問題については労働省
はどんなふうにお考えになつておられるか、
お答えを願ひたいと思ひます。

○野原国務大臣 勤労者が豊かな安定した生活
を営むことができるためには、労働条件の改善や
社会保障の充実が必要であることは論をまた
ないところであります。わが国の社会保障は、
その歴史も浅く、今後年金制度の充実等につ
きましても、まだ改善を必要とする時代でござ
います。人はそれぞれの努力によつてみずから
生活の改善、向上をはかるべきはむしろ当然
であると思ひます。豊かな勤勞者生活の実現
のためには、社会保障の充実と勤勞者の自主
的な努力が両々相まっていくべきものであら
う。社会保障が非常に完備しておるスウェー
デンの例などを見ましても必ずしも満足してい
ない。それはやはり勤勞の喜び、また自分み
ずから健康である限りは、同時に、完備さ
ない社会保障制度が裏にあって、それによつ
て各人がみな安心してそれぞれの生活を営む
ということが理想であらうかと思ひます。

そういう意味でまだまだ十分な社会保障制度
にはなつていない。また昨日も、中高年齢者
の雇用促進の法案の審議にあたりまして、特
にその点に触れたのでありますが、社会保
障制度が一日も早く、一面においては必要
なことであるといふふうに考へておる
に考へております。

○向山委員 次に、この法案の内容について
お伺いいたします。最初に、ともあれ今回
勤勞者財産形成促進法案が提案されたこと
は大きな前進でございます。この法案によ
つて勤勞者の生活の安定をはかることに
踏み切つた労働省に對して、たいへん感
謝を申し上げます。そこで、持ち家制度に
ついて幾つかお伺いいたします。この制度
は、従来の雇用促進事業団の中に勤勞者
財産形成事業部というふうなものを設け
て、進められる御予定のようでございます
が、従来、雇用促進事業団の關係で

は雇用促進融資というのが行なわれて住宅が建てられてきております。同じ事業団の中でも、財産形成事業部でワクが違ふからそういうことはあり得ないとは思いますが、勤労者財産形成の關係で持ち家制度が進んでいくために、従来の雇用促進融資のほうに影響があつては困る、むしろこちらのほうも積極的に進めていかなければ困る、こんなふうに思いますが、これについてはどんな關係になるかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 たいま御指摘の、従来雇用促進事業団でやつておりますいわゆる事業主に對する住宅をつくるための融資等と、今回のいわゆる財産形成の融資との関連でございますけれども、この財産形成の政策の一環として持ち家を促進するために雇用促進事業団を通じて融資いたしました原資は、御承知のように勤労者が財産形成貯蓄を通じて集めた原資を雇用促進事業団が金融機關から受けて、それを原資としてやる。従来のいわゆる雇用促進融資は財投の原資をもつてこれに充てておりますので、全く原資も別でございますし、今度の財形の一環として融資ができたために従来の融資に影響を与えるというふうなことは私も考えておりませんで、全く別に、違ふ目的をもつて進めていくということと考えておるところでございます。

○向山委員 この持ち家制度がうまくいくかどうかという一つのかぎと思ひますが、それには土地の問題があつるかと思ひます。そこで土地の問題をどういうふうにするかというふうな問題、これはまたあとで少しお伺ひしますが、そんなことからいへば、さらにこの持ち家制度を実際に要する方は、なるべく質のいいものを要望されるように思ひます。中小企業等が土地を購入するといふようなことは、いまの地価の状況等から見ても、非常に事業主の負担にもなりますし、問題がございしますので、できるだけ高層建築でつばなものができるようなことを考えていただきたいように思ひますけれども、そんな点についてはどんなふう

にお考えになっておるかどうか。

それからもう一つ、土地取得關係、何としても土地の問題が、非常に地価が上がるだけに心配になるわけですが、それから事業主負担が当然かかりますから、そういうことをあわせて考えますと、せっかくこの制度が発足した場合に、土地の取得の問題あるいは事業主の負担の問題、こういうふうな問題で、一番困つてくる中小企業に働く勤労者が、實際問題としてはなかなか利用できないような形になつては非常に困ると思ひわけなで、そういうことも考えてみますと、中小企業がこの制度を利用する場合には、金利などの面で、大企業が利用する場合よりも低利な貸し付けができるようなことをすることが望ましいように思ひますけれども、こんな点について労働省のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 特に市街地等におきましては、土地の問題が、非常に地価の値上がり等で現実に困難な問題になつておりますことは御指摘のとおりでございます。実はこの財産形成政策と私ども当初考えましたときにも、この問題の解決なくして現実に住宅の建設が、土地問題から隘路にぶつかるのではないかとすることも実は相当検討いたしましたわけでございます。そこで、ただ土地問題につきましては、この財産形成政策の一環として、労働省あるいはその機關が直接いろいろな施策を講ずるといふこともなかなか現実の問題として困難でございますので、これらにつきましては政府全体が当たる。特に建設省におきましてこの問題とさらに積極的に取り組んでもらうということ、緊密に連絡をとりながらやる必要があつたということでございます。この法律案におきましても、第四条で、主務大臣として考えておりますのを、いわゆる持ち家の政策につきましては建設大臣というところで、この財産形成の政策の一環として行なう持ち家建設につきましては、建設大臣が主務大臣の一人としてこれにかつとつて、土地問題についても建設省と十分緊密な連絡をとりながらやつてまいりたい。建設省におき

ましても、土地の造成その他についてはいろいろな施策を講じておきますところで、私も今後この運営にあたりましては、その辺の連絡を密にしつてまいりたい。

なお、御指摘のように、市街地におきましては、そのような意味から、限られた土地に住宅をつくるということ、当然一戸建ての住宅ということではなくて、アパート方式によります高層の住宅をつくりそれを分譲していくという方向が当然とらるべきであります。私もそういう方向で、特に市街地にありましては、高層住宅を建設してそれを分譲していくという方向を進めてまいりたいと思つております。

なお、事業主の援助等との関連におきまして、中小企業について特別ないろいろな考えを持つべきだということも御指摘のとおりでございます。また、中小企業の問題につきましては、たとえば法案の九条の第一号のところで、住宅の建設にあたりましては単に事業主といふばかりでなく、事業主の団体を融資の対象にいたしまして、特に中小企業の場合には中小企業協同組合等の団体によりまして、中小企業が力を合せてやつていくということが実効がある方法でございまいしょうと思ひますので、そういう団体を融資の対象にするとか、あるいは、たとえば十三条等にも、事業主の協力というところで、事業主が互いに協力してこの制度を十分活用していくということが実効があるゆえんである旨を、そういう意味合いの法文を置いております。

さらに、具体的な融資にあたりましては、当然中小企業主あるいはその団体に対する融資につきましても、融資条件を有利にいたす等の方法をあわせて考えて、中小企業あるいはその団体の方が協力してこの制度を十分有効に活用できる方法を具体的に進めてまいりたい、こういうふううに考えておる次第でございます。

○向山委員 わが国は、今日約九百五十万戸の住宅が不足しているといわれておりますが、建設省等いろいろな制度で——もちろん官民一体になつ

ていまの住宅不足を解決していかなければならぬせんが、いま局長から説明がございましたように、労働大臣が提案理由の説明で「この目的の達成に資するため、国及び地方公共団体は、勤労者について、貯蓄の奨励及び持家の取得を促進するための施策を講ずることに配慮するとともに、労働大臣は、関係大臣とともに、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針を定めるものとしております。」というふうにうたわれております。これは非常に重要な事項だろつと思ひます。そこで、特にこの土地の問題については、この制度がうまくいくかいかぬかということ、やはり一つは土地問題の解決あるいは地価対策が講じられなければならぬか非常に重要な点でございます。この法律が通過したならば、労働大臣は関係大臣とよくひとつ土地の問題については重大に対策をお考えになつて、この制度がほんとうに勤労者の持ち家政策の趣旨に沿うように、効果のあるような御努力をお願いいたしたいと思ひます。それについて大臣のお考えと、それからもう一つ、やはりこういう勤労者を対象にしたあとからできる住宅制度でございますが、住宅が不足している現在、各役所で住宅に對していろいろなことを考えておりますし、住宅の制度がいろいろございしますが、それらのこと等を比較して考えた場合に、この制度による住宅が、建設資金の金利がほかのほうよりも高いことではまことにこの趣旨に合致しないように思ひます。少なくとも、最低のものと同じか、それ以下というくらいに金利にしていつて当然だろつと思ひますが、これについてのお考えをお答え願ひたい。

それからもう一つ、勤労者財産形成審議会というのがあるわけですが、その審議会の構成についても、いまいろいろ申し上げましたような中小企業の方々ができるだけ利用できるように、また、中小企業については特別低利な資金が融資できるようなこと、こうしたものも一つの考え方の目標に置いて、この審議会の構成メンバーもぜひ

考えていただきたいと思う。そんな点についてのお考えをひとつお答え願いたいと思います。

○野原国務大臣 土地問題につきましては、かねがね一つの持論を持っておりまして、同時に、私の持論を建設大臣などにも話しまして御検討いただいておりますが、やはり大きく言うならば、土地の値上がりというものは、土地の売買というものは、土地の移動をするという点においてどうもいろんな矛盾が発生してきておると思ひます。それは、土地所有権を移動するといふ問題になりますと、土地を持っておる人たちはできるだけ高く売りたいと思ふことは常識でございます。ところが、高く売りました結果がどうかというところ、必ずしもその土地の所有者のために利益にならない。そのためにかえってトラブルが起きたり、あるいは非常に膨大な予定しなかつた財産ができてくるので、これの使用をめぐつていろいろなむだづかいが行なわれる。中にはそれをめぐつて、家族で分配の問題で争ひが起きておるといふ不幸を招いておるのであります。したがつて土地を持つておる人たちは、必ずしもむやみに土地の値上がりによつてそれが利益であるといふことを考えていないわけでございます。できるならば土地といふものは、所有権をあまり移動しないでこれを使用収益させる、利用せしめるといふ意味において何か方法はなにかといふことを考えたときにおきましては、やはり適正なものとしてこれを使用収益せしめるといふ条件がでないものか。もちろん一定の固定した価格をもつていつまでも貸貸するといふことはできませんので、物価、賃金の上昇に伴ひましてこれは当然上がつてまいりますが、その上がり方も、やはり時代とともに適正にスライドするといふ形がとれないかといふことを考えてみますと、まじめな土地所有者はむしろそのほうがいいのではないかといふことを考えます。

農協中央会の会長なども幾たびか話をしておられますが、むしろそういう制度ができるならばそのほうが望ましいのではないか。そういう際にお

いて、土地を借りて使つておつた方々が、借地権というふうなものをむやみに主張して、土地を持つておつた人たちに非常な不利益をもたらす結果になつても困る。その点の保証が必要であるといふようなことも考えてみますときに、やはり土地の権利を譲渡するといふ政策のみに執着することは危険である。土地の価格が非常に不当に上がつておる現状において、土地の賃貸価格、地代といふものを何とか安定したい。その方法としては、どうも将来は売買よりもむしろ適正な賃貸の方法がとられるべきではないかといふような点について、建設大臣も非常に関心を持っております。また、農業団体等におきましても、そういう問題について深い関心を持っておる。現在は総合農政という観点から、しばらくは農地の相当面積が農耕地として余る段階でもございしますので、農耕地に工場等をこれからだんだんつくつていくといふ面でも、大都市周辺の地域は別として、こうといふやささきでもございしますので、その問題を適正に進めていくならば、あるいは一つの好ましい条件が生まれてくる可能性があるといふことを考えまして、いろいろと検討しておる段階でございます。

もしそうなりますれば、土地の価格というものは、あるいは土地に対するばく大な投資を必要としない条件ができるならば、土地は適正な価格でお借りをして、そうしてその上に建物をつくるということになるわけでございますが、そうなれば農村地域等におきましては、相当の面積の土地に庭つきの家もできる可能性もあるといふことを考えます。これは、住宅の場合におきましても、耐火建築によつて、あまり膨大な、非常に高額の費用を払わなくてもある程度可能であらう。家といふものは、御承知のとおりある程度上屋をつくりますと、内部は各人がその好みによつて間仕切りをしたりあるいは塗装をしたりできるわけでございます。初めから全部完璧なものをつくつて、それを自分で買いたいといふことになしに、自分の好みを加え、自分の努力を加えて、そこに理想的な

家をつくつていくといふことも可能でございます。それから、そういう面でも何とかふりができるのではなからうか。たとえば百坪の土地をお借りしてそれに住宅をつくる。その際には住宅だけの建設資金があれば一応足りるわけでございますが、その際かりに二十坪程度の家をつくる、そうなりましても、おそらく三百万円程度の住宅をつくれれば非常にりっぱな近代的な建築も可能であるといふことを考えますと、どうもその辺にある一つの可能性があるのではなからうか。この問題につきましては、今後十分検討してりっぱな住宅をつくるべく、今後も各個人の好みを受け入れたものとして今後の住宅政策を進めていけたらどうかといふふうに考えておるわけでございます。

詳しいことは局長から答弁させていただきます。

○岡部(實)政府委員 御質問がございました。あのほかの点につきましては、ひとつ中小企業者に対する金利を適正に、しかも低利にやるように、これは今度の財産形成政策の一つの大きな柱がやはり住宅に対する融資でございます。それに対する政府側としては利子補給をやるといふことが大きな施策でございます。それで、御指摘の点、まことにこのこともございしますので、ほかの機関とのいろいろなバランス等も見ながら、できるだけ許す範囲で、有利な方向で中小企業の皆さんが十分活用できることを考えてまいりたい。

それからもう一つは、財産形成審議会の構成でございますが、これは御指摘のように関係者の御意見をこの審議会を通じて今後のこの制度の発展、改善に反映していくという立場で審議会を運営してまいらうとございします。当然中小企業の方々の意見も反映されるようにしたい。従来、財産づくり懇談会等におきましても、商工会議所等の代表とか、あるいは中小企業団体の代表の方もお入り願つて、今後審議会の構成にあたりましてはそういう代表者もお入りいただくような方向で運営をしてまいりたいと思ひます。

○向山委員 時間がありませんので、簡単にお答えいただけてけっこうなんです、現在多くの企

業が社内預金をやっております。そこでこの社内預金が勤労者の財産形成に役立ってきておるわけでございますが、今回のこの法律の勤労者財産形成貯蓄においては、従来の社内預金をどのように扱つていくお考えであるかどうか。この辺について簡単に御答え願ひます。

○岡部(實)政府委員 社内預金につきましては、現在相当の額の預金がございします。これにつきましては、この制度自体について逆いろいろな問題もございしますので、昭和四十一年以来いわゆる中央労働基準審議会の答申を得まして、労働者の保護の立場からこの健全化のための程度規制をしなければならぬといふことでやつてまいっております。ただし、現実には相当の額の社内預金がございまして、これが勤労者の住宅の建設のための一助にも相当なつておるといふ事実もございします。そこで、この法案自体では、社内預金そのものを財産形成貯蓄の一つとして考えるといふことにはいかな。しかしながら、税法上のためまへからは、一定の要件を満たすものについては持ち家、いわゆる住宅減税の対象にしていく、こういうようなことで処理をしてまいっております。

○向山委員 時間が参りましたので、最後にもう一つだけお伺いしたいと思ひます。

政府が今回勤労者の生活安定のための勤労者財産形成政策を打ち出したことは、先ほども申し上げましたように、たいへん前進でございます。たいへん喜ばしいわけでございますけれども、そうした角度からいろいろ考えてみますと、まだまだこの法案自身が十分なものと私は私どもも考えられないわけでございます。先ほど話もございましたように、西ドイツなどではこの十年間に数次にわたつてこうした勤労者財産形成に関する法律の改正を行つて充実をはかつてきているようにございします。わが国においてははるかにこれから出発をするわけですが、今後いろいろ情勢の変化等もございしますし、この法案もさらに充実をしていっていただきたいし、また

適用も、それぞれの情勢に対応して進めていくようにお願いをしたいわけですが、こうした問題に対する労働省のお考えについて承りたいと思います。

○野原国務大臣 御指摘のとおり、このたびの勤労者財産形成促進法は、当初の私どもの案に比べまして実はいささか後退を余儀なくされたという点で、必ずしも十分なものではないと思っておりますが、スタートとしましてともかくこの法案を国会に提出できたということは、一つの前進であると思っております。これからまだまだあらゆる面におきましてこの制度をよりつばなものと育てていきたい。そういう点では今後あらゆる機会を通じてわれわれの主張を強力に実現したいというふうな考えです。そういう面におきましては、皆さま方の特段の御鞭撻や御指導をお願い申し上げます。

○向山委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○佐々木(義)委員長代理 川俣健二郎君。

○川俣委員 いまの向山議員の質問を伺っておりまして、私も全く同感でございます。ただ、大臣が最後に、最初の構想がかなり後退してしまつたというところに、どうもせっかく労働省が火花を上げヒットさせようとしているのを、わが野党が、勤労者の財産を形成してくれるのですから、これはもう手をあげて協力をするべきだし、賛成をしたいところなんです。どうも説くは説くほど意欲が衰へて、最初の構想がどこへいったやら、これは単なる貯蓄奨励法案のほうがいいのではないかと、いろいろな感じまでしたわけです。

そこで大臣、スタートはこのぐらいいいわけでも、スタートの方向が違っているような気がする。もう一度立法の趣旨というのか、できれば過去からどのようにいささか変わってきたのか。特にフローとストックという耳なれないことばに、これから労働者、特に貯蓄をしてくれる、協力をしてくれる人方になじんでもらわなければならぬのでしょから、フローとストック

クということばをひとつ日本語としてわかりやすくお話をしたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 いままでの経緯その他について、事務的の問題もございまして、私から御説明ないしお答えを申し上げまして、必要によりあ

と大臣からお話をいただきしたいと思います。御指摘のように、労働省といつたしましては、この財産形成政策の問題については、過去数年来の懸案事項ともいふべきものでございまして、実は当初この問題を取り上げてまいりましたのは昭和四十一年でございまして。昭和四十一年の八月ごろに、当面労働者にとつて非常に大事な問題はやはり住宅の問題だ。したがって労働者の住宅問題の解決のために、持ち家を勤労者が自分で持つていくという政策を推進していくために、国としていろいろな施策を講ずべきではないかということで問題を提起したわけなんです。そこで、これらの問題につきまして関係者の御意見をいろいろ承る場を設けたということ、財産づくり懇談会という形の懇談会を設けて、この問題について御検討願ひ、同年の十二月には、懇談会から御要望というよりな形で、政府は勤労者の持ち家の普及を国の政策の優先的な柱として強力に推進すべきだという御意見をいただいたわけなんです。その後労働省といつたしまして、どういふ形でこの問題を進めていくかいろいろ検討してまいつたのでございまして、当時この問題を具体化するための全体の基盤が必ずしも熟しておらなかったような情勢もございまして、その後若干時間が

かかってまいりました。そこで、昨年からはいよいよこの問題と本格的に取り組もう。特に西ドイツあたりでやつております制度で、十年前に発足した当時の勤労者の賃金水準あるいは労働条件等を見ますと、ほぼその水準を越えてきている。したがってそういう情勢からも、こういう制度をとり得る基盤が徐々に醸成されつつあるというよりな角度から、この問題を取り上げて、具体化しようということに踏み切つたわけでございます。

そこで、昨年からはいよいよこの問題と本格的に取り組もう。特に西ドイツあたりでやつております制度で、十年前に発足した当時の勤労者の賃金水準あるいは労働条件等を見ますと、ほぼその水準を越えてきている。したがってそういう情勢からも、こういう制度をとり得る基盤が徐々に醸成されつつあるというよりな角度から、この問題を取り上げて、具体化しようということに踏み切つたわけでございます。

そこで私どもは、財産づくり懇談会等に、昨年の六月一応の試案と申しますか、構想を出しまして、いわば一つの御意見をいただくたき台というよりな形で一応試案を出したわけでありまして、それにつきましては、たとえば財産形成貯蓄では、そのメリットといふことが、インセンティブを与えるために税額控除——税額から減税分を控除するという措置を全面的にとるべきだ。それから、その対象となりますのに、住宅を新たに持つていくための場合のみならず、つづつた住宅に対しまして取得していく費用を払つていくような場合にも、それをも減税の対象にすべきだ。それから、たとえば住宅の分譲のための資金については、これを特別の事業団を設けて、そこでもかく貯蓄をやり、原資を、いわば基金というよりなことでそこに積み上げて、それを原資として融資をしていくというよりなこと。それから、先ほど向山先生の御質問にございまして土地の問題等につきましても、たとえ先生取得をしていくとかいうよりなことを繰りまぜまして、実は相当思い切つた案を考えておりました。

ところが、その後関係各省その他いろいろな折衝いたしまして、この具体化をいたしましたときに、いわば後退したというよりは、いかなるものかといふ感じが、いわば非常に現実化されてまいつたわけでございます。たとえば貯蓄等につきましても、これをもし特別の事業団でございまして、一定の期間の貯蓄等を扱うということになりますと、相当膨大な人員もかかえなければならぬ。あるいは機械化もしなければならぬというよりなことで、相当経費等も見なければならぬ。それよりも、一定の条件で金融機関に扱わせるということのほうが、より具体的であり、また安全であるというよりなことから、当初の構想を変えまして、金融機関に一定の条件——と申しますのは、財形貯蓄という銘柄のものを引きつくるというより、それから集まつた金の一部は必ずこの住宅の建設のための原資として吐き出すのだというこの二つの条件がはつきりするならば、金融

機関に取り扱わせることも現実的にいい方法であらうというよりなことで、金融機関に扱わせることになりました。なお、減税措置につきましては、これは実はいまの税額控除の措置を全面的に適用してまいらうということに、先ほど申しましたようにいたしておりますが、実は税額控除の制度というものにつきて取り扱うことについて、税制上のいろいろな問題その他がございまして、新しい税のしかたとして、これをいま直ちに導入することについては、税法上あるいは具体的には税制調査会等の御意見もいろいろございまして、そこで従来の証券利子の非課税制度、これを勤労者に限つてワクを拡大してこれを適用していくという方向で踏み切つてまいりました。

〔佐々木(義)委員長代理退席、栗山委員長代理着席〕
その他、前に申しました点について、いろいろ関係各省あるいは関係の審議会等の御意見等も聞きながら、現実的に手直しをせざるを得なかつた。したがって、その結果といたしまして、私ども、先ほど大臣がお答えいたしましたように、十分魅力のあるものといひたいというよりは、何と申しましても残念ではございまして、しかし、この制度が新しく発足することによりまして、ともかく新たな路線が敷かれる、これを今後十分利用しながら、その実績を見ながら改善する余地は十分残されている。したがって、今後この実績を見ながら十分改善のための努力をする。このほうが、今回これを断念するよりはよりベターではないかということで踏み切つた次第でございます。

なお、フローよりストックへというお話でございますが、これは実は賃金の上昇につきましては、近年非常に高度成長の結果、大幅な賃金アップが毎年行なわれている。私ども、先ほどもお答え申しましたように、賃金水準がそれではもう十分なのかといひますと、これは欧米の諸国に比べ

まして、イタリア、フランス並みにはなつたけれども、西ドイツ、イギリスよりはまだ低いし、アメリカに比べればさらにまだ非常に隔たりがあるということ、私どもはさらに、経済の成長ばかりでなくて、十分この賃金水準の上昇も考えねばいかぬ。しかし同時に、欧米とさらに劣つておられますのは勤労者が持つ資産の状況でございます。これは日本の勤労者は貯蓄性向が非常に高いといふことはいわれておりますけれども、現実に資産の保有高等から見ると、必ずしも十分でない。アメリカに比べて約六分の一ぐらいの保有高と、まあいろいろな比較のしかたがあろうかと思ひますが、いわれておるところでございます。

そこで、フローよりストックへということ、私もいたしたしましては、賃金の上昇と同時に資産の形成をこの際考へていく、ストックというのは資産の形成を考へるということと申し上げておきますので、賃金の上昇と同時に資産の形成ということ、まあフロー、ストックということと置きかえて考へてもいいのではないかとふうに思つております。

○川俣委員 大臣、いまの局長のいきさつのお話を伺つてみますと、全くそのとおりだと思ひます。ただ最後に、ここでふん投げてしまわないで、あきらめないで、一応顔を出すということ、提案したと思ひます。私から見れば、幾ら野党が数減つて成り下がったかもしませんが、もう少しやはり懇談会等ですういふようないきさつにおける話というか、懇談会の中にメンバーに入るなりしなかつたのかという感じが一つあります。

もう一つは、よく社会党——私もそうなんですが、児童手当もそうですけれども、どうも期待したほどじゃない。公明党の多田時子君じゃないが、小さく産んで大きく育てるというお話もあった。しかしこれは、小さくレールを敷いて——方向がちゃんと方向づけられればいいのだが、どうやらこれは、小さく育つところか、未熟児どころか、どうにもならないような法案だと思ひます。

そこで労働省の人がたが、局長以下みんな苦勞して、まず一応ここまで法案をつくつた。しかし、たな上げされたものにむしろ魅力があると思ひます。大臣はいつでも大臣をやるわけではない。大臣は置きみやけにしておきます。しかしこれは、例にとりたくないのだが、中小企業退職金共済事業団の制度じゃないが、いまだにあんな状態なんです。あれと同じように、やはりこれは単に法案をつくつたといふことだけで、野原さんが置きみやけに置いていつたという歴史だけで、私、あんまり伸びないと思ひますが、大臣、将来の見通しというのはあると思ひますか。

○野原国務大臣 どうも、まことにそういうことをおっしゃられると残念でございます。これは必ず伸びます。ということ、いまこそ中身は必ずしも十分ではないけれども、勤労者財産形成の手だてというものは、将来とどまることを知らないほど大きな力になつてくる。これは今後の結果を見たいと思ひます。これはおそらく歴史的なものではなからうか、いまはなるほど、いかにもおっしゃるとおり必ずしも十分ではない。しかしこれは西三年後においてはかなり大きな力になる。当然財産形成事業団という形で独立した大きなものになる。同時に、これを中心とした財産形成という政策でわが国の経済の発展に、特に勤労者の方々の期待した方向に向かつていく。たとえば政府の財政投資におきましてはほんのちよつぱりでございまして、ことしわずかな出資を行つたわけでございますが、これはそのうちに必ず大きな財政上の負担を進んで行なわざるを得ない情勢になる。それによつてまた土地の先行取得もできる、あるいは住宅用地の獲得が可能であるということになりまして、勤労者の方々は、この制度、この機関等によつてこれからは安心して自分たちの生活の拠点に考へていくところまでいくのではないかとおそろくたいへん大きな魅力あるものに育つに間違いないと思ひます。ということ、これは、この財産形成政策がいよいよ実現されるということになりまして以来、実は意外な方面からいろいろ

な相談がありまして、こういうものに対しては自分たちのほうも何とか入れてもらいたいとかいろいろなことを言つてまいりますが、ともかく将来大きなものとして伸びる可能性を持つておる、秘めておると思ひます。これをいかにして伸ばすかということ、今後この制度が発展して、いよいよ発足をする前に、当然これは国会においても十分な御議論もあり、いろいろな御意見もつくと思ひます。そういう意見を中心としてだんだんと積み重ねていくということではないか。とにかく、何と申ししてもスタートでありまして、これからスタートをひとつ皆さんが、これは将来どうせだめなんだ、未熟児だということなしに、いまこそ必ずしも十分ではないが、これからは大きなものになる、自分たちの力で育てていくお気持ちを持つていただければ、これは育つてまいります。そういう観点からひとつこれに對してぜひ御協力願ひたいと思ひます。

私も、こういうものは最初から完璧なものををつくらうとかなり努力をしたのでありますが、遺憾ながら時間が足らなかつたという実情でございます。しかし、考へてみると、これは何と申してもこの際はまず充足させる、皆さまのお力を借りまして、勤労者の皆さんの膨大な背景をバックとして、大きな推進力となつていただいていくならば、この制度は必ず育つ。ドイツ等の事情を聞きまして、これが今日まで来るにはかなりの年数がたつておりますし、またいろいろ改正もしております。したがつて、初めから完璧なものを望んでも、やむを得ない点もあつたと思ひます。そういう面では、私はあえてこの制度はまずここに発足を見ろという点に主眼を置きまして、今後の発展については、皆さま方の全面的な御協力を得て、ぜひともこの制度を育てていきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○川俣委員 残念ながら時間がなかつたということ、これは言われたい。時間がなかつたら、法案をつくる前に、もう一べんやり直そうか、われわれも審議に入るからということになる。ただ法案をつくつた場合に、まず非常にいい論争になりかかつたから具体的な話は別にします。問題はこれは政治だと思ひます。問題は、この法案に協力する人はだれかというたら勤労者全体です。

この法案を見せられた場合に感ずる人々たちを大體分けてみると、三つあると思ひます。一つは、貯蓄するぐらいの賃金があるならいいんだが、われわれには貯蓄能力もないよ、それだけの賃金をもらつてないという、いわゆる底辺の人たちがこの法案を見た場合にあると思ひます。それから、いまさうないだろうが、宵越しの金をあまり持たないんだということ、もらった金をほとんど使つていく消費のほうに持つていくのを、この辺で何とか是正しようという意欲は、労働行政である程度できるかもしれない。三つ目の方は、貯蓄意欲のある人は常に有利な貯蓄を考へております。いいですか、一番有利な貯蓄というのは社内預金です。私もあれをやつてきました。社内預金なんだ。

そうしますと、これは将来の見通しというか、この法案に乗つてくる労働者というのは、したかつてできないという、最低の生活をどのようにするかということ、それから、貯蓄意欲はあるのだが社内預金のほうに逃げてしまふ。それを強奪するといつたつて無理だ。そこでどうだ、おれがよい家を建ててやるから、悪い不動産屋にひつかりぬようにいい土地を買つてあげるからということ、引き出すということであれば、貯蓄するほうの勤労者が十を出したならそれに三か四を加えて十三、四にして与えれば、これは乗つてくると思ひます。ところがこれは、たとえば百万円の貯蓄をしたところで、三分の二は市中銀行から産業資本に逃げるのでしよ。簡単に言つて、百万円貯蓄したところで三十万しか使えないでしよ。そういうところを考へると、どうも自信がないと思ひます。うのだが、局長はどう思ひますか。

○岡部(審)政府委員 実はこの制度を活用されるかどうかは、勤労者の皆さんが自由に選ぶものですから、したがひましてこの制度が魅力ない場合

には活用されないうでしまふ、これは御指摘のとおりです。

そこで、いまの御指摘の点でございますが、この制度の一つのねらいといたしましては、勤労者が個々に自主的にいろいろ努力される、それだけでは必ずしも実効があらぬという場合に、全部の力をそこに合わせて、さらに事業主の力もこれに加えて、これに国、地方公共団体等が援助をして総力をあげると、ここに実を結んでくるのではないかと、これを考えておるわけでございます。

そこで、いま具体的に百万貯金して三十万しか戻つてこないというお話をしますが、これはたとえいま金融機関から雇用促進事業団に還元してもらうわけですけれども、その場合に三分の一というのをきめたわけではございません。しかし全額というわけにはいかぬだろう、というのには、貯金を預ける場合に、金融機関としては今度融資する場合には長期の資金の貸し出しになるわけでございます。そこである程度のコストもかかってくるというところ、それからまた、貯金をいたします場合に、これは勤労者の自由意思によつて貯蓄をいたします。したがって一年間は出せないというところにしておりますが、その後は出すことも可能なわけでございます。そこで、しかし融資の財源としては長期にこれを寝かすということになりますので、それから個々の勤労者の方が何百万預けてその人に三十万返るといふのじやなく、全体が金として集まつた場合に、それが事業主を通じて融資をされれば、個々の場合に持ち家がでない場合にも、全体の金が集まつてそれを高層住宅等で事業主が共同して行なう場合に、そういう方法をとれば、持ち家取得の可能性が出てくるというようにございまして、いま御指摘のように、百万が三十万だけ戻つてくるというところではにわかに考えられないというふうな思つておられますので、そこを総合的にどう運営をしていくかということにかかつてまいと思つておるわけでございます。これらにつきましては、財産形成審議会等もつくりまして、そこでさらに実績

を見ながら、どの点が改善を要するかということと十分検討をしながら、この制度が活用され、育つていくようにしてまいりたい、こう思つております。

○川俣委員 だからスタートが違ふ。日本版とドイツ版と違ふんだというところで、日本の型ができてしまふと思ふのです。たとえばドイツの場合は、あなたもそれから大臣もかなりモデルにしたという話があるんだけれども、ドイツの場合は、革新勢力が国の富の分配構造という大論争からずつと積み重ねていったわけでしょう。それでたとえばこういうことだと思ふのです。ちよつとした例でも、いわゆるフォルクスワーゲンです。一九六〇年七月の法律に基づき、フォルクスワーゲンは株式会社から改組され、その株式の二〇％は連邦及び同社所在の州が所有し、残り八〇％の何々マルクが百五十万人の勤労者に公開された。しかもその次がよいんだ。対象は単身者で年収何々マルク以下、家族持ちで年収何々マルク以下と、こういういわゆる独自の土地も家も求められない最低限の人方を救うということから、これは始まつたんだ。この法律には、まず貯金する能力のない人たちは入れないんだ。そこで私が思うには、たとえこれは非常にとびきり、素朴な、幼稚な質問をしますと、いま失業保険が三千億ある。労働大臣管轄でいいのでしよう。あるいはこれから集めようという貯金を全部労働大臣のところに集めて、労働省銀行でもいいんじゃないですか。勤労者銀行でもいいんだ。あるいはいまの労働金庫を活用してもいいわけだ。何も市中銀行に三分の二をやるから三分の一は七分五厘で、しかも雇用促進事業団——タイミンク悪く、いま汚職だ。そういうような雇用促進事業団にやらせる、そういうような状態よりも、むしろ労働省がみんな金をもつてこい。そのかわり政府がこれだけ援助して——援助といつたつて、いまの援助は予算を見ると六億でしよう。六億のうち五億はみんなが積み立てた失業保険から五億持つてくるわけだ。あと一億です、一般会計から政

府が援助するというのは、そういうところから見ると、もう少し——いささつではこういう考え方もしたんだらうと思ふ。それでどこにぶつかつたのか、そこをひとつ。現況ですね。

○岡部(實)政府委員 実は勤労者の自主的な努力に対して国がどう援助していくかという援助のしかたの問題といたしまして現在提案しておりますのは、減税措置でやつていく。当初私どもは減税措置と同時に財政的な援助、これもあわせてやろうかというところで進めてきたわけなんです。ところが財政的な援助につきまして、西ドイツが当初は減税措置でやつておりましたのを、いろいろな改正の後の経緯を経まして今日では財政援助に切りかえてきております。そこで日本の場合におきましては、財政援助だけでこの問題を処理するということにつきましては、何か特別の個人の、一般的な行政政策の推進のためというところでなくて、本人の自主的な努力との組み合わせでどう考えていかうかということになつた場合に、その財政措置を全面的に採用していくことについて制度になかなか無理があるというところ、むしろ税の面でこれを措置することが公正を期するゆゑんであるというところにいろいろな角度から落ちついてきたわけなんです。

ただ、いま御指摘のように、貯蓄余力のない人たちにどうするかということについては、この問題は実は将来の問題として残るわけでございますが、現在におきましては、たとえば先ほどにございまして、勤労者の貯蓄の状況から見ますと、現状におきましては、勤労者の九・七％は何らかの貯蓄をいたしております、それからまた低所得層である五十万、三十万以下の貯蓄の状況を見ても九六・四％は貯蓄をしておるといふ実情でございまして、さらに勤労者のいろいろな意識調査等からいたしまして、今後老後の生活をどうしていくかということについて、これは生産性本部の調査でございしますが、自分の在職中の貯蓄や財産で生活をするということを書いておられますのが全体の五割を占める。さら

に持ち家等につきましては、一生かかつても自分の家を持ちたいというのを希望する人が六七・五％というふうなことでございまして、そういうふうなことからいいますと、この制度を利用する余地は現状においてもありますし、将来さらにその余地が増してまいらうことを考えておるわけでございます。さらに将来の問題につきましては、今後実績を見ながら十分検討をいたしてまいりたいというふうに思つております。

○川俣委員 局長は免税の恩典をかなり考えているというんだが、いま予算はほとんど参議院のほうにいつているんだらうが、それと租税特別措置法ですね、これで実はいまの予算を組んだのか、それが一つ、それからいふ最低生活者も、どうしてどうしてとどんと貯蓄もする、財産も形成するようになったというんだが、おたくのほうで出した「労働経済の分析」によると、こういうふうに分析してあるんだ。「黒字の処分内容では、昭和三十八年から四十三年の五年間に財産購入が支出額で十三・六倍と大幅な伸びをみせており、とくに中、高所得層での伸びが大きく、これらの層では黒字が土地、家屋といった形で、資産保有へ向いつつあることがうかがえる。ただし、これらの層においても借金が増加して、このことから資産の購入資金を借入れる場合が多く、そして「他方、実物資産の代表として住宅の保有状況をみると、勤労者の持ち家比率は昭和三十三年五一・〇％だった。三十八年は四八％に下がった。四十三年はさらに四七・三％と低下傾向を続けている。これは大都市を中心に若年労働者等が増加したこと、公共住宅の整備がすすんでいること、地価の高騰等による持ち家の取得難等によるものと考えられる。」さらに「最近が高所得層の方から土地・家屋の購入建設による住宅資産の形成がすすんでいるが、低所得層においては土地の価格の高騰、建設費の上昇のため、年々低下してあるというふうなことが書いてある。そこでいまの、これは過去何年か前にだれですか、石田構想、そういうものからスタートした。それから

ずつと二、三年前ですか、根本構想。そうすると、根本構想の思想は、これがすべてだと言わな
いのだが、やはり家を買ったり土地を求めたりする
なんというの、あまり官庁が入るとうまくない
のだ、それより、民間の不動産屋を利用せよと
は言われないのだが、そういうのをうまく活用した
ほうがいいんじゃないかというのが根本構想の思
想じゃなかったか、そういうことと少しづつつか
たかどうか、その辺を……

○藤澤政府委員 減税についての程度の見込み
であるかというお尋ねでございますけれども、先
生いまおっしゃいましたように、租税特別措置法
の改正を今国会にお願いをいたしております、
その四條の二で「勤労者財産形成貯蓄の利子所得
等の非課税」という部分が載っております。こ
れにつきましまして昭和四十七年度の一月一日から
実施することになっておりますので、本年度の
減税はないわけでございますが、初年度は非常に
わずかのものでは数千万円程度にとどまると思いま
す。

なお主税局のほうの見通しでは、所得税の平年
度減収見込みは平年度三十一億五千万円程度とい
うふうに踏んでいるようでございます。

○岡部(實)政府委員 建設省の住宅建設計画と私
どもの関係でございますが、建設省の第二次の住
宅建設五カ年計画というのが一つの建設計画の指
標になっておるわけでございますが、それにより
ますと、大体四十六年度以降五カ年間に於いて、
おおむね一人一室を規模とする九百五十万戸の建
設をはかる。九百五十万戸のうちいゆる公的な
資金による住宅建設を三百八十万戸、そのほか
は、したがって、一般民間デベロッパーとい
うようなことを期待しておるのではなからうかと
いうことも考えられるわけでございますが、私ど
もの計画は、いまの公的資金による建設戸数三百
八十万戸のうちで、公営住宅、住宅金融公庫の融
資による建設あるいは住宅公団によるもの、これ
らがそれぞれ六十七万戸、百三十七万戸、四十六
万戸とございまして、その他の分で九十二万戸と

いうことを試算いたしております。その中で私ど
もは一翼をになつていくことに考えてまい
りたい。そこで建設省も、ただいまの建築計画か
らいいますと、その公的資金によるものでこの全
体のいまの九百五十万というのをなかなか消化す
るということはできない。そこで、民間の最近の
いろいろの動向を見ながら、民間の住宅建設とい
うものを大いにこれを助長し奨励していこう、こ
ういう趣旨で考えられておるものと思つておりま
す。

○川俣委員 それじゃ少し急ぎます。

いま賃金部長が答弁してくれたいと思ひ出すわ
けじゃないのですが、これは一体賃金政策なんだ
らうか。物価と賃上げとの関係論争、これは革
新、保守を問わず、日本でいつの間にか立ち消え
になつてしまつたけれども、所得政策とこれは関係
あるのだろうかという質問をされた場合にどうい
うように……。これは大臣のほうがいいと思いま
す。

それからもう一つは、これは労働の仕事じゃな
いだらうかというような感じもする、基準局長を
前にして言うよりだけれども。しかしそれはたい
して他意はないのだ、むしろ労働省全体のあれ
で、新しい仕事なんというものは、積極的にやる
意欲のある局長や部長のところに仕事がいけるも
のだから、これは会社だつて周だつて同じだろうと
思う。そういういきさつであつたのか、そういう
ものから見ますと、これはやはり勤労者全体に協
力を得なければならぬ法律であるだけに、まず
理解をせよという、ほれてもらふ、協力してもら
う、こういう段階でない、初めからこれは賃金
政策だ、所得政策の肩がわりだ、こういうことの
質問に対してちよつと答弁……

○野原国務大臣 これは全くどうも所得政策とは
全然関係のないものでございまして、むしろ財産形
成という姿は、豊かな勤労者生活の実現という
ことで尽きるわけでございまして、これが所得政
策に關係を持つというのを全然考へておりませ
ん。労働基準局の中の、財産形成の部門は賃金部

が扱つておりましたが、これは実はさまざまの方
面からおかしいんじゃないかという御議論もござ
いました。賃金の関係じゃないかという
ことも御議論がございましたが、いままでいろい
ろな関係で賃金部がやつてまいりましたので、に
わかにこれを改正はしませんけれども、将来この
問題が大きくなつた際においては、労働基準局の
賃金部が扱うべきものかどうか、これは検討を要
するところでありまして、いままでも、あえて基準
局の所管、ぜひとも賃金部でなければならぬとい
うふうにも考えておりましたので、これはとりあ
えずいままでやつてまいりました賃金部がまじめ
に検討をしてやつてきたということから、一応そ
こでやつておりますが、この政策が将来大きく発
展するに伴ひまして、おそらく省内においてはこ
れをどこで扱うか、お世話するかという問題は今
後検討されるべきかと思ひます。したがつ
て、賃金部がやつておるからどうこうということ
は一切関係がないわけではございますが、どうも何
となく印象が、ただいまお話のようなことがある
ように考へます。そこで、労働基準局の賃金部で
やつておりますが、この問題につきましましては、今
後この新設に伴ひまして、あくまでも勤労者のた
めの政策という点からこの政策がだんだんと育つ
に伴ひまして内部体制もしくり、この財産形成
を進めていくのにふさわしいような形に変えるこ
とを考へていきたいと思つておりますので、いま
のところは一応そういう形でおりますけれども、
あえてこれに固執したものではないというこを
御理解をいたしたいと思ひます。

○川俣委員 私もそう理解したいと思ひます。い
まの論争が一つの参考になると思ひますが、社
内預金というの、労働者がやるべきか、経理がやる
べきか。ところが、いま非常に労働者がやるよう
な傾向になつてきた。それはなぜかという、単
なる貯金をさせるというのではなくて、これはいい
意味でも悪い意味でも労働管理に使われ出した。
それはもちろん財産形成です。そこで何い
ますか、この法律ができ上がったとして、今度は全国

にこれを流す。そしてもちろん事業主に協力を仰
がなければなりません。その場合に、労働者一人
一人が事業主と協定を結びます。それから銀行と
協定を結びます。その場合に、私は、川俣はこの
預金は労働金庫に納めてくださいという意思を表
示します。ただしその場合は、会社としてはメー
ンバンクというか、お得意銀行にどうして納めた
がります。その場合の動きをある程度想像して、
ひとつ手続を教へていただけませんか、きわめて
スムーズにいくんですよという。

○岡部(實)政府委員 具体的なお話でございま
す。これが施行になりました、現実に財形貯蓄を
やり出すことになつた場合のことだと思ひます
が、事業主を通じて財形貯蓄を行なうということ
になりまして、その場合に、これは控除して納め
るというこのためには、基準法の二十四条の規
定がかかるわけでございまして、したがひまして、
労使協定によつて控除をしていくということにな
らうと思ひます。財形貯蓄そのものは、財形貯蓄
をしようとする勤労者と金融機関がいゆる貯蓄
契約をやるということになる。その場合に、その
貯蓄契約に基づいて事業主としては賃金から控除
して……。それは協定に基づいて控除をいたしまし
て、一定の期日に定期的に銀行に勤労者にかわつ
て納める、こういうことになつておると思ひます。そ
こで、具体的にどここの銀行を望むか。これは第
一次的には、銀行と直接貯蓄契約をやる勤労者が
どこの銀行と契約をしたか、こういうことにな
るかと思ひます。ただ現実には、それを事業主が
勤労者にかわつて、いわば代行してそれを納める
ということになつたもので、もちろん御指摘のよ
うに事業主のほうの意向もそこに加わつてくる
ということにならないとは限りません。なからうか
と思ひます。しかし、基本的にこの財形貯蓄をや
つてあれしようとする場合には、労使で協定を結ん
でやるということが現実にはたてまえ、前提にな
らうかと思ひますので、そのときにたとえば労使
の間で、金融機関の選択等についてどういふ話し
合いをするかというところまで一つの余地が

にこれを流す。そしてもちろん事業主に協力を仰
がなければなりません。その場合に、労働者一人
一人が事業主と協定を結びます。それから銀行と
協定を結びます。その場合に、私は、川俣はこの
預金は労働金庫に納めてくださいという意思を表
示します。ただしその場合は、会社としてはメー
ンバンクというか、お得意銀行にどうして納めた
がります。その場合の動きをある程度想像して、
ひとつ手続を教へていただけませんか、きわめて
スムーズにいくんですよという。

ございましょう。それからもう一つは、法律の七条で事業主の努力義務としていろいろ書いておるのでございしますが、ここで「事業主は、その雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする場合及びこれに基づいて預入等をする場合には、当該勤労者に対し、必要な協力をすることにより、協力をすること、したがって、控除で事業主が出すということは、勤労者にかわって、いわば代行して納めるのだ、そういうのが協力であるというたてまえになっておりますので、御指摘のようなことが具体的に各企業におきましてどういう話し合いが行なわれるかというところは、いろいろあろうと思いますが、私どもとにかく、たてまえはあくまで勤労者が第一義的に貯蓄契約をするのだ、そして預け入れをする場合には事業主がこれに対して協力をするのだ、こういうたてまえで運用をされていくことを期待しておるわけでございます。

○川俣委員 協力でも努力でもいいのだけれども、勤労者には、こう言つては悪いけれども、企業と違つて一人一人にはメーソンのパンクがあるわけではない。どこでもいんだ。ただし、勤労者がかたまつた組織としては、納めてもらいたい銀行があると思ひます。ところが、そういうのが団体でやるのか、一人一人事業主に協力をやつてくれと言ふのか、その辺どうですか。

○岡部(寛)政府委員 契約そのものは、勤労者個人が貯蓄契約をいたします。したがって、その線ではあくまで個人ベースの問題であらうかと思ひます。ただ、こういう制度が新しく発足する、そしてこれに基づいて財形貯蓄をやる、その場合に事業主がいろいろな協力をするという場合には、その当該工場、事業場でそれぞれ労働者の代表者あるいは労働組合等とどうしよりかというような話し合いが現実に行なわれるのではなからうかと思ひますので、そういう場においていろいろ具体的な話し合いを通じて適正な方法が講ぜられるものと思ひます。

○川俣委員 いまのは民間の場合だけれども、公務員の場合を考えてみます。住宅を建てます。その場合に、共済組合を使うと書いてあります。ところが、公務員でもいわゆる勤住協を使つてゐるのがあるかと思ひます。これはいいのかどうか、伺いたいと思ひます。

○藤澤政府委員 この制度を公務員にも適用するということになりまして、これについてどう処理するかという問題を政府内部で議論をいたしまして、結局一般民間のものと同公務員とを一応分けて立てたわけでございます。この法案の十五条に、公務員等に関する特例を規定いたしておるわけでございます。そこで、先ほど財産形成貯蓄から資金を持つてくるお話が出ておりますけれども、全体の立て方といたしまして、一般の民間の勤労者が行ないます財産形成貯蓄、これは各銀行等がその当事者になるわけでございますが、それにつきましては雇用促進事業団のほうで一括して借り入れをして、そして貸し付けをする。それから公務員等につきましては、いまお話が出ました共済組合が雇用促進事業団によることなう、直接に借り入れてやつていく。こういう立て方になつておるわけでございます。そこで、公務員につきましては、公務員が行ないます財産形成貯蓄の一定割合というものを共済組合のルートで持ち家建設に投入する、こういうふうな割り切りをして、第九条の第一項第二号にはいま御指摘の勤住協が出てまいりますが、ここでは一応私どもの考へをいたしましては、民間の勤労者に限つてその対象にしたいという考へ方で割り切つたわけでございます。

○川俣委員 公務員は現実には勤住協を使つてゐるんじゃないですか。伺いたいですか……

○藤澤政府委員 勤住協が行なつております勤労者の分譲住宅は、実際に勤住協が直接に行なつております場合と、いわゆる住宅生協に委託をして行なつておる場合とがあります。多くの住宅生協が持ち家の建設分譲を行ないます場合に、その分

譲を受けるほうの勤労者の中には、学校の先生とか、そういう方々、公務員の方々も一部入つておられるように私も聞いております。そこで、その辺を、勤住協の場合に限つては民間と言わず公務員と言わず一括して処理してはどうかという御提案であらうかと思ひます。しかし、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、その原資の振り分けが、一応民間の場合は雇用促進事業団、公務員の場合は直接共済組合という振り分けのたてまえを貫いておられます関係で、先ほどお答えしたようなことになつておるわけでございます。将来共済組合がどういうやり方をするか、それと勤住協との関係をどう処理するかというところは、将来の問題として検討いたしたいと思ひます。この原案では、先ほど申し上げたようなことで一応割り切つておるというわけでございます。

○川俣委員 私は何か支障を来すような気がするもので、これはきょう一日ではありませんから、また後日考へ方をわが党から出したいと思ひます。それからもう一つ、いまお話が出た勤住協というものの下でやつておる住宅生協と、住宅生協が勤住協と同じ立場でやつておる地域とあると思ひます。その場合に、勤住協だけを法律にうたうというところは——私はなぜこういうことを言ふかというところ、法律を出す以上は協力をいたさなければならぬ、門戸を開放しなければならぬという意味で申し上げておるのですから、その辺を——住宅生協はどうか。

○藤澤政府委員 この点も問題の一つでございますが、この法律のたてまえといたしまして持ち家建設をいかなる形で行なうのかということでございます。第九条では、一般民間の分につくしましては雇用促進事業団が、第一の貸し付け対象としたしましては事業主または事業主で組織された団体、それからもう一つの対象といたしまして、日本勤労者住宅協会というものを対象に取り上げておるわけでございます。つまり、片方ではなるた

け事業主の持ち家援助を引き出すというために、事業主にそれを融資条件といたしまして、事業主のほうでまず建てて分譲するというルートと、それから実際に勤労者の団体が勤労者のために持ち家建設分譲を行なつておる、そのルート二つを予定したわけでございます。

そこで、御指摘は、それはそれとして、なぜ日本勤労者住宅協会だけを選定したかということだと思ひますが、まあこの勤労者の団体のルートだけなく、九条一項一号のほうの事業主のルートのほうにつきましても、もっと広くいろいろな団体について貸し付けの対象を開放すべきではないかという議論が一つあると思ひますのでございしますが、これにつきましては、率直に申し上げまして、私も政府内部でもいろいろ検討をいたしたけれども、何せ先ほど来御指摘ありましたように、この制度がよりよく芽を出すという程度のことであつて、これから先どういう資金の蓄積状態になるか、活用し得る資金がどういふふうになるかというふうなことも、まだ不確定の要素が多いわけでありまして、私どもの考へ方といたしましては、今後この制度は、先ほど来大臣がお答えいたしておられますように、今後何回か拡充を積み重ねていかなければならない。したがつて、最初の発足といたしましてはできるだけ少う、たものを限定的に考へて、確定なものに限つて、そして将来の資金状態を見て徐々にこれを拡充するということが、一番現実的な方法ではないかという基本線がございまして、九条一項二号に限らず、一号につきましてもある程度限定的な規定のしかたをいたしておるわけでございます。そういう意味で、日本勤労者住宅協会だけを取り上げております。

御指摘の住宅生協につきましては、実は私も勤住協の実態をいろいろ勉強いたしましたところから、日本勤労者住宅協会は直接に持ち家建設をして分譲するというケースは非常にわずかでございまして、大部分はやはり下に委託をしておる。その場合にも、委託しておる対象がほとんどい

る住宅生協でございます。勤住協が委託をして
おる団体が全体で四十七ございますが、そのうち
四十三が住宅生協、あとの四つが公益法人、ほと
んど住宅生協に委託をしておるということで、住
宅生協は全国に相当数ございますけれども、ほと
んど全部といってもいいほど大部分の住宅生協
が、勤住協の委託を受けて持ち家建設分譲をして
いるというのが実態でございますので、勤住協は
御承知のとおり特別立法に基づいた特殊法人とい
うことで、建設大臣の監督のもとにある全国的な
協会でございますから、このルートを使って、し
かも御指摘の、実質的にも住宅生協が大部分行な
い得るという、このルートを通してやるというこ
とが究足の段階では一番妥当な方法ではないかと
いうふうに考えたわけであります。

○川俣委員 説明はわかりました。説明はわかりましたが、この問題に対する考え方は保留しておきます。(説明はわかって、よしあしは別だにと呼ぶ者あり) そういう意味です。

それから、次の質問のために伺いたいのです。最初の構想は、事業主に、組合と協定して賃金を昇給、ベースアップする場合に、この部分は将来住宅を建てるなり土地を買いなり、いわゆる財産形成の分ですよ、そういうような賃金を払いなさい、こういうふうに指導をしようとしたのか、それをちよつとお聞きしたいと思います。

○岡部(重)政府委員　そういうふうに指導をする考え方はとっておりません。あくまで財産形成貯蓄をやるかやらぬかは個々の勤労者の自由な選択ということ、そのたてまえは、いままでのいろいろな試案でも貫いてきておるわけです。おそらく先生の御指摘のことは、最初、財産形成についての財政的な援助措置もあわせてやりたいというよりなことがございまして、その部分について何かなという考え方があるのではなからうか、特に最初、財産形成給付というよりなことを使った段階がございましたので、あるいはその辺をいまのようにおとりになったのかと思いますが、あくまでもこの制度は勤労者の自主的な選択を前提として

の制度であることは終始一貫してきております。

○川俣委員　そういうこともあるのだが、局長、これはこういうことですよ。賃金の一部を貯金に
なさいという、強制的な意味じゃなくて、賃上げ
の場合は、協定したそのほかにプラスアルファと
して、これは将来財産形成として、労働者の手に
渡すのじゃなくて、やはり貯蓄をして、財産形成
の指導の賃金の方ですよというふうな考え方をし
たのかどうかということです。

○藤澤政府委員 先生御承知のように、西ドイツの財産形成法では二つの道行きを考えておりまして、一つは勤労者の要請に基づいて、貯蓄に充てるために、わが国のいまの制度のようにやる場合に、減税その他の援助の対象にする。それからもう一つは、先生がまさに御指摘のように、一般の労働賃上げとは別個に、財産形成給付というものを労働協約によって確認をして、そしてそれを国の援助の対象にする、こういう考え方があるわけです。私ども、もとより西ドイツその他の制度を勉強いたしておりますので、その過程で、日本にこれを導入する場合にどういう形がいいのか、いろいろ議論をいたしましたし、財産形成懇談会にもいろいろなさういった西ドイツの例を引きながら御相談をいたしましたことも事実でございますが、結論といたしましては、今日御提案しておる法案は、御案内のとおり、財産形成給付という考え方は一切とっておりません。勤労者が自由に自分の意思でやりたいという場合にそれを援助していく、というシステムでございます。

そこで、そういった財産形成給付というものの考え方が、一体わが国で今後どうなるかということとは、もとより労使の自由な話し合いの中で将善考え得ることはあつても、国がいま急に立法の過程でどうしようよということは一切考へておられない次第でございます。

て、やはり事業主に協力してほしい。春闘が終わつたところで、ひとつゆつくり夏ごろになつてプ
ラスアルファとして、将来財産を形成する分とし

て自動的に何%昇給するように通達でも出すという気持ちには、どうですか。

○野原国務大臣　まあ、そこまではどうかと思いますが、とにかく賃金問題は、労使の話し合いであくまでもきめてもらいたい問題であります。立法の趣旨がよく理解されれば、できるだけ財産形成をしたいという方がふえてくると思います。

先づとも議論がございましたが、身を自分で持たないという願望が非常に強いわけであります。それから、若いうちからできるだけこういうものをやりたいという願望にこたえて、それに対してできるだけの援助をする、まあ、ただいまも援助が必ずしも十分じゃないのでございしますが、そういう積極的な今後の財産形成の援助を進めてまいるというふうなことになるすれば、必ずこの政策はある程度実を結ぶに違いないと考えております。まあ、貸金問題とにわかにこの政策とをかみ合わしていくという段階ではないと思ひますけれども、事業主もこういう政策に対する理解を持って、貸金問題等につきましても理解を一段と深めて、貯蓄が等らかでもできるようなふうにやつてもらえば、ことに幸いであると考えております。

○川俣侯爵　どうも、だんだんさびしくなつてしまふのですけれども、そうすると、局長に伺ひますが、労働大臣の立場というもののなんですよ。さつき根本構想の思想は、私が考えたような思想であつたのかといふことをお答えいただきまじやが、あとで記録を見ればわかりますが……。それから、それと問題は、金を出すといふか、金を集めた以上は、それは一切資金の運用は大蔵省だといふ章があるのですが、勤労者から見れば、労働大臣が財産形成をやってくれる法律なんだから労働大臣に全部預けます、労働大臣の所管のバンクでもつくつて、じゃんじゃんやればいいじゃんないですかといふことです。そうすると、そうはいかぬ、やはり運用は大蔵大臣がつかひ、建設大臣も住宅を建てるとなれば口を出すといふことで、この四条は、三大臣によつて基本方針は定める、そうしたら、労働大臣といふのはどういふ立場に

なるのですか。

○閣部(電)政府委員 四条で、ここにそれぞれ主務大臣を労働大臣、大蔵大臣、建設大臣、大蔵大臣にあってはしかし、建設大臣にあってはこれこれというふうに書いてありますが、三項には労働大臣は基本方針を定めるにあたってあらかじめ云々、第四項、労働大臣は勤労者財産形成基本方針を定めたときはというようなこと、それからさらに第五条では、関係機関への要請これらのそれぞれ主管の大臣として労働大臣にいたしておるわけであります。ということとは、私どもは、やはりこの法律の全体の主管大臣は労働大臣だ、ただ勤労者財産形成政策の基本方針をいろいろ立てる、これも主管大臣の事項でございしますが、その中でたとえばこの中身として減税の問題もございしますし、いまの金融機関に対する指導監督の問題もございしますし、あるいは建設省所管の住宅の問題、宅地造成等いろいろな問題も当然含まれてまいると思ひますので、それらについては、これは本来的にはその面だけをとりますれば、これは大蔵大臣、建設大臣の所管事項になつてゐるわけです、設置法上。したがひまして、その部分に関連するものは、ここでそれぞれの主管大臣が当然考へてもらわなければならぬ。それと私どもは、この法律だけですべての、たとえば勤労者の持ち家制度が全般的に行なわれるという意味ではなくて、第三条にございしますように、国及び地方公共団体は、この法律の目的の達成に資するため、これこれの施策を講ずるために配慮しなければならないというものは、この法律で言つてゐるほかに、いろいろな施策があるわけでございします。それらについても十分配慮するようにということを法律に書いてございしますが、そういふことを法律に書いておつて財産形成制度というものの推進に資するわけに、いろいろな施策を総合的に講ずるという前提でこれが書いてあり、その中心的な法律のそのの施行については、労働大臣が主管大臣として責任を持つ、こういうことで貰ひてまいることになつてゐるわけにございします。

○川俣委員 どうも責任は持たされるかもしれないが、あまり権限を与えられないような感じがする。御自分の大臣に対して。それで、もう少し私としては意見を申したいところだが、さしあたりいまの雇用促進事業団に一応窓口としてやらせるというのだが、いきさつとしては、これは独特の事業団をつくらうというのを考えた、その場合になるほどと思ったが、いまあつてもなくともいいような、いわゆる中小企業退職金共済事業団、あれを発展的解消をして事業団を大きくしようという考え方だったんでしょ。その考え方は、いまでもそういう考え方でいるのかということをお聞きしたい。

○野原国務大臣 当時そういう構想で進めてまゐって最後まで粘ったのでございましたが、どうも遺憾ながらその段階ではストップになりました。しかし私は、やはりこれには財産形成の事業団を明確につくったほうがいい、またいざれ遠くないうちにそれはできると思っておりますが、その際においては、やはり中小企業退職金共済事業団を発展的解消をして、あの機関を持つことが最もふさわしいのではないかと考えております。この時期はおそらく、相当程度この政策が浸透して将来の発展が約束されるような段階がくれば、おのずからそうならざるを得ない。また黙っておつたのではしたがございせんから、積極的にこういう方向で進めていく。その時期というものは、そう遠くはないと考えております。ぜひ一つの確固たる事業団をつくらせて、豊かな労働者生活の実現に向かって強力に施策を行なう段階であらうかと考えております。

○川俣委員 やはりあつちへぶつかり、こつちへぶつかりしてきてしまった法律だと私も思うんですがね。それで私も、さっきの向山議員がいろいろ質問していただいたので、ダブらないようにぼつぼつやめますけれども、それでは最後に、中退共の場合にも見直しを私は去年聞いてそれを執念深くこしもまたいつかやるのですが、局長はそれではいま労働者がどのくらいおつて、何年後

はどのくらいの加盟者があつて、何年後はどのくらいのものになるか。西ドイツなんか模範にならないんだから。根本的なあれが違ふんだから、日本の場合には、だからあまり高くくくらないで、控え目にでもいいから予想をひとつ発表してみてくだされい。

○藤澤政府委員 ただいま先生御指摘の点は、実は制度を私も組み立ててまいりまして、私も自身、どのくらいになるだろうかと非常に苦心を持っておるところでございまして、正しく直に申し上げまして、全く新しい制度でございすので、これがどんなふうに進展していくかということは非常にむずかしい状況でございす。ただ、まあそれは申しまして、いま先生からおっしゃいましたように、一応推定をしてみなければならぬと思ひまして試算をしたものがございす。

四十七年度の全国の雇用労働者数は約三千五百万程度でございす。その中で定期性預金の勤労者世帯の保有率でございすとか、あるいはその中で特にこの形式の財産形成貯蓄を選択する割合がどの程度あるであろうか、あるいは事業場の協力状態がどうなるであろうか、いろいろなことを見込みまして私どもは、初年度はまあ五千万人程度が見込まれるのではなからうかというふうに思つております。

そしてまたどの程度の貯蓄をするかということにつきましても、貯蓄動向調査等から手がたく試算をいたしまして、一人平均大体六万三千円程度の貯蓄をするのではないかと一応前提を立てまして試算をいたしまして、四十七年度は財形貯蓄の総額が百五十八億円程度になると見込まれます。それがしはばらくの間毎年五十万人ずつの新規加入者があるものとして計算いたしますと、五年後の昭和五十一年度までには財産形成貯蓄総額の残高合計は三千三百億円程度になるであらうというふうな試算をいたしております。しかしこれはあくまでも試算でございまして、これよりも少なければ、半分であれば半分になるし、倍であれば倍になるというものでございまして、一応の試算であるというところを申し上げておきたいと思ひます。

○川俣委員 部長の見直しをしかと記録にとどめておいてもらつて、またやりませう。

そこでわが党は一応、大臣それから局長が率直にお話ししたように、やはりあつちへぶつかりこつちへぶつかりして、なかなか思うような法案にならなかつたという、それに対しては野党が共闘体制の形で、これは与党がこれに協力してくれればいいんだが、やはり修正案が三つ、四つどうもほしいような気がするのです。これはまあ一応理事会等を通じて働きかけますけれども、一応きょうは第一回目の質問ですから、私は終わります。

そこで資料だけちよつともらいたいのですが、ドイツの賃金水準と比べたきわめて的確な勤続年数、年齢それからできれば業種。

二つ目は勤労者ストックというのをせつかく使つてくれたので、では勤労者ストックに関する統計資料が確立されておるなら、何らかのそういう統計資料があるかどうか。

それから所得の分配構造という論争から、西ドイツも十年間論争して始まつたんだが、それじゃ日本の場合には法人所得と雇用者所得との傾向がどのようになつてゐるのか。並行していつてゐるのか、離れてゐるのか、それともくつつこうとしてゐるのか、その辺の傾向を、できれば五年といわず十年間ぐらいの傾向を見たいと思ひます。

それから一部免税法案というのだけれども、それがじゃ少額非課税貯蓄というのの実態が、一体どのくらいの数字を示しておるのか。そういう場合には貯金の動機を示す何か、こういう場合は貯金するし、したがるというのを、われわれがつかみやすい資料があつたら……。

それからやつぱり、中小企業の共済金じゃないんですが、これもそうだと思うのだが、問題は大部分の金がどのように流れるかということが案じつかんで、そしてうまく運用するというのがだけ

でも、問題は三分の二なんです。大きいほうなんです。それが一体どのように流れておるのか。現在の失保にしろ退職金にしろ。そういう資料がありましたらお示し願ひたい。

以上です。

○田邊委員 ちよつと関連して。いま川俣委員から資料の要求がありましたから、私もあとで質問の際に、あらかじめ言つておいたほうがあなたの都合がいいでしょう。親切に資料要求しておきます。

いまの川俣委員の勤労者の貯蓄の状態というのですけれども、わが国の貯蓄の総量でそれ、これは一体どういう推移を示しているか。勤労者の貯蓄の推移と現在の状態、これに比較をしたほうがいいと思ひます。

二番目は、民間企業や公団それから勤住協も入りますが、そういうもの等をつくらせておる標準家屋の分譲価格というものが年度別にどういう推移を示しておるかというのをひとつ。

それからこの法律案の中で一番実は問題になるのが、事業計画が明確にないということ。これはあなたの方でいま考えられておる事業計画というものがもしありでしなれば、ひとつこの内容を出してもらいたいということをお願いしておきます。よろしうございませうか。

○粟山委員長代理 ただいまの要求資料をそろえて出してくださるようお願いいたします。

○岡部(實)政府委員 いま岡先生の御指摘の資料は全部大体調製できていると思ひますが、できるだけ調製いたしまして提出いたします。

○粟山委員長代理 この際、午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時十七分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 最近、郵政省の、組合員に対する不当労働行為というものが頻発しておる。先日田邊委員のほうからいろいろ質問があったようでありすが、私がきょうお伺いしたいのは、特に全通玉川の問題についてお伺いしたいと思うのです。

これは労働管理上も非常に幼稚だということです、それから不当労働行為等もあるように見受けられるのです。

これは、実は仮定の問題ですけれども、人事局長お見えになつていますね、人事局長のおねえさんが結婚式をするといった場合に、あなたは行かれますか、行かれませんか、社会通念上として。

○北政府委員 参るのが自然であらうかと思ひます。

○山本(政)委員 もう一つ仮定の問題でお伺いたします。

あなたの奥さんのおとうさんがおなくなりになつたというふうな場合に、あなたは告別式に参列をされますか。これはどうです。

○北政府委員 参列するのが自然かと思ひます。ただし、いずれの場合におきましても、やはり公務に従事しております以上は、仕事というものの関係からどうしてもそれが許されない場合にはやむを得ないかと思ひます。

○山本(政)委員 それじゃもう一つ。あなたが、まあ御結婚なさつてお子さんもおられるのでしょ、かりにお見合いをなされるというときに、日にちがきまつておる、そのときには、あなたはお休みのなるのか、あるいはお仕事をなさるのか、どつちでしょう。

○北政府委員 やはり同様であると考えます。すなわち、緊急やむを得ざる用務が発生した場合は別として、そうでなければ、そのときには参ることにならうかと思ひます。

○山本(政)委員 いま私は仮定の問題として三つのことをお伺いをした。そして人事局長は、公務上必要がある場合には休暇がとれない場合もあるだろう、そしてなお、三度目のお答えのときには、緊急やむを得ざる場合というふうなお話があった。いま郵政省は、日曜の配達を廃止しておりますね。これは全通本部と本省間の間で話し合ひできまつた。そのかわり日曜の配達を完配するというようなことで、時間を三十分ですか、延長されていると思うのです。ただ、いま私が申し上げた場合は、たまたまいづれ月曜の日にそういう問題が起こつておるといふことで、月曜の年休不承認というところで問題が起きるわけでありまして。

そこでお伺いしたいのですけれども、月曜の年休不承認ということとは、これは完配、要するに郵便物の完全配達ということと関係があるわけだけれども、緊急の場合になるのかどうか。つまり、そういうことに当てはまるのかどうか。そのために、いま申し上げた三つの例の場合に、年休をとらせないということが社会通念上から言つて妥当かどうか、この辺はいかがですか。

○北政府委員 ただいまのお話も、いわば仮定の問題だといふふうに存じますが、全局が日曜配達を休止しておるわけではございませんが、日曜配達を現に休止しておる局等におきましては、月曜日に当然郵便物が非常に多くなる、したがつて、これを配達するために、平素以上の労働力というものを集めなければならぬ、こういうことはあるわけがございます。そういう月曜当日、本人の私的な用事があるといった場合、休暇を願ひ出る、この場合にその願ひ出た時期というののも一つは関係しようかと思ひます。相当以前に願ひ出たものでありますならば、局側のほうでも、大体の労働力、平たく言いますならば、たとえば非常勤職員でありますとかそういう手が配ができるわけでございます。ただ直前になりましてそういう場合には、直前といふことはまずないと存じますが、かりに直前にそういう申し出があつた場合には、

とつた場合には、そういう緊急の労働力の手当てができないというふうな場合が生ずるかも知れません。そういう場合には、それがたとえ郵便物の集配を担当する人でありましたならば、その日一日その人の受け持つ区域について郵便の配達が全然できない、こういうふうな事態もあり得るかと思ひますので、こういう場合には、やはり年休を与えないで、別の日に振りかえるということにならうかと存じます。

○山本(政)委員 私は、三例のうち、奥さんのおとうさんがなくなつた人、これはまあ緊急の場合だと思ふ。だから、そのときに、おそらくそういう余裕がなくて年休願ひをしたと思うのです。私がいま二つ御質問申し上げたときの問題について実例をあげましょう。十月二十六日の結婚式に参列をしたといふことで十月十日に出しているのです。そうすると、これは十六日間の余裕があるでしょう。余裕があるけれども、しかし、そのことに對して年休を許してないのです。ここにちゃんと、メモをとりなさいといふことでメモをとつて、妹の結婚式に年休をくれないなかつた課長、私はこの課長という人はたいへん常識のない人だと思ふのですけれども、妹の結婚式であらうとなかろうと、業務がふくそうしてあるから月曜の年休は認めない、こう言つて、十六日前ですよ。どこに日にちの余裕がないのかといふことです。

もう一つの例も同じような例なんです。事前にそれだけの処置ができる余裕がありながら、頭からそういうことを否定して年休を無視している。先ほど私が労働管理上非常に幼稚なところがあるよ、と申し上げたのはそれなんです。そういうことから、あとで私がお話し申し上げるような事件が出てくる。こういう余裕があるときに、どうなんですか、当然与えるべきじゃありませんか。もう一べんお伺いします。

○北政府委員 先ほど一般論として申し上げましたが、いま具体的なお話を承つた次第であります。が、具体的なケースにつきましては、私もこの場合、ただいま初めて伺ひましたので、よく調べをいたしたいと存じます。ただ、御指摘の十二月二十六日という日でございましてけれども、年末の当該局における郵便の配達業務が円滑にいってればどうであつたか、あるいはそれが円滑にいってゐなくて、非常に大きな郵便の滞留があつたという場合、この二つの場合では、やはりその時点における事情の変化といひますか、そういうこともあつたのじゃなからうかと推察いたしますけれども、具体的にはよく調べましてお答えをいたしたいと思ひます。

○山本(政)委員 十二月二十六日じゃないですよ。十月二十六日なんです。十二月二十六日がふくそうするのはあたりまえ——あたりまえといふのはおかしいんですが、十月二十六日なんです。

○北政府委員 わかりました。

○山本(政)委員 あなた方が四十二年の九月九日の交渉で妥結したときに、これは直接あなたとは関係がないことですが、しかし東郷と東京地本とおそらく話し合ひの中で妥結したのであらうと思ひますが、そこでメモも交換されておつて、そして社会通念とは一体どういふものかといふことで具体的にあげておるわけですよ。同居の家族が病氣をした場合、父母の病氣の場合あるいは冠婚葬祭の場合は年休は認めましょう、こういう約束がされておるはずですよ。そういう約束がされて、しかも事前にかなり日にちがあるにもかかわらず、頭から聞こうとしない。こういう言い方が、一管理職として適任なのかどうか。妹の結婚式であらうとなかろうとそんなことは問題じゃないのだ、そして東郷とメモを交換し、確認されておつても、月曜の休暇は全然認めないのだといふ言ひ方が一体あるのかどうか。そういう管理職がいるから、そういう課長がいるから、労使の関係がうまくいっていないんです。郵政省の人事局長の名前で「今後の労使関係の改善について」といふことで出しているが、労使の間のコミュニケーション

ンをきちんとしなさい、そして、いままでの実態というものをしながら、沿革や現状や実態を抜きにして考えてはいかぬ、こうあなた方は書いて通達を出しているにもかかわらず、そういうことが平然と行なわれている。私は三つの例をあげたけれども、ここには七件ほど類似例が出ているのです。これは全部といっていいほど年休の問題でトラブルが起きている。しかも、いずれも約束をしたような冠婚葬祭とか同居人の病気とか父母の不幸とかいうことに関連してなんです。労使の関係を、何で管理者のほうに故意に摩擦を起こすような取り扱いをするのか、私は理解ができないのです。一体あなた方は、どういう指導を部内的一般長になされているのか、私は確認したいものです。それからあなたにお伺いしたいと思うのです。

○北政府委員 労使関係につきましては、先ほど先生御指摘になりました最近の通達もございすけれども、その前に二月九日にやはり大臣の依命通達というものも出ておるわけでありす。さらにさかのぼりますと、去年の十二月に全通との間におきまして、そういった労使関係を今後いかに持つていくか、いかにあるべきかというような問題につきまして、一定の合意に到達しておるわけでありす。したがって、時間的に順を追いますと、そういう合意がございまして、これを省といたしまして、今後省の下部末端まで徹底していききたい、そういう趣旨から二月九日の依命通達を出し、また二月二十二日の先ほど先生御指摘の局長通達を出して、こいうわけでありす。今後ともあらゆる機会を通じて、それらの通達をさらに具体化して徹底するという努力を続けておるところであります。

○山本(政)委員 あなたの方は、組合員のほうの意見ばかりだから信用ならない、こいうふうにおっしゃるかも知れません。しかし私は、正確にメモしたものを私のところに持つてきなさいと言っているし、それぞれ書いたメモというのとは違ふのです。マジックで書いたものもあるし、普通のペンで書いたものもある。その中でこいう

ことを言っておるのですよ。課長が、お医者さんにかかったんだつたら認める、しかしお医者さんにかからぬで薬を飲んで休んでいたら、これは欠勤として認めることはできない、病氣休暇として是不承認だ、こう言っているというのです。あなたが常識的に考えになって、こいう態度というものをもし管理者がとったとするならば、一体どうお考えになるか。

○北政府委員 これも具体的に課長がどう言ったかというのを私も私ども把握しておりませんが、ただいまお示しのことを、恐縮であります。いわば仮定の問題として受け取って答えさせていたきたいと思ひます。

病欠という制度はございすけれども、御承知のようにこれは一種の有給休暇でございす。たいへん遺憾でございすけれども、間々これを悪用した者が現実にあります。ほんとうの病休というものは、労働力を早く回復してもらふ、また個人の健康の障害を早く回復してもらふという意図で、これは進んで喜んでとってもらふという態度でございすけれども、その中に間々ありますところの便乗して休むをする、こいういったものは厳に抑制をしていききたい、こいう趣旨で私も指導しておりますし、また現場の管理者も、こいういった点に中心を置きまして病休の取り扱いをしていく、こいうふうに相つとめておるはずでございす。

○山本(政)委員 そうすると、人事局長は、組合員というものは間々する休みがあるというのを頭からお考えになって管理しておるのですか、それはどうなんですか。

○北政府委員 何も全部がやっておるということではございせん。病休の制度というものは、先ほど申しましたように、それなりに必要な制度であり、正しく運用されるべき制度である。ただ現実には、はなはだ遺憾であります。中にはこれを悪用する者がないでもございせんので、こいういった悪用というものは厳に戒めていく、こいう態度でございす。

○山本(政)委員 厳に戒めていくときの指導の方法に問題がありますね。つまり局長なら局長、課長なら課長として指導の方法があるだろうと思ひけれども、頭から二分業をもらつたのだつたら二日の休みだろう、こいう言い方が指導の方法として適切だろうかどうか。あなたの方が、三年前に書かれた指導要項の中にはこいうふうな書いてないと思ひつたのだけれども、本人は、三分業をもらつて、三日間休まないで二日出てきておるのです。こいうことに対して、頭からこいう言い方をすることが正しいかどうかというところなんです。それでなければ玉川にトラブルがそんなにたくさん起こつてこないはずで、あなた方は、なぜ多発するかとこいうことで組合のほうばかり責めて、官側に對して何か指導をやつたことがありませんか。通達の出しっぱなしだけでしよう。あなたのような考え方をすれば、トラブルが大きくなるのですよ。私は組合員の全部が全部神さまみだいだこいうことは言わぬ。しかし、もう少し指導の方法とか管理の方法をあなた方が考えたら、組合員だつてもっとすなおになるだろうと私は思ふ。特に玉川こいうのは局長がかわつてからこんなことになつておるんでしよう。それまではさうなつていなかったはずで、邪推では決してない。私をして言わしむるならば、玉川だけをあなた方は、ある意味では、労務管理で重点的に痛めつけてやろうとしておる。こうとしか思へないトラブルが出てきておる。ちよつと考へてやれば起きないトラブルが、管理者の不親切、そしてあなたのおっしゃる通りに、する休みが間々あるからこいうような觀念でやるから起こつてくると思ふのです。その点どうお考えですか。

○北政府委員 私ども、こいういった点につきましては、むろん通達等の指導のほかにもいろいろ会議もございすし、詳細に指導する機会も多々あるわけでありす。いまお示しのような具体的な問題につきましては、例としておあげになりましたような単純な割り切り方をすべきだとは言つて

おらないわけでありまして、いろいろな資料、材料から慎重にそしてはつきりその区分けができるようにすべきだと言つておるわけでありす。決してこいう単純な区分けのしかたをしると言つておるわけではございせん。

○山本(政)委員 局長から先ほど、十分な時間がなくて、緊急の場合には配達が欠区になるから年休をとらせない場合があり得るとこいうような意味のお話があった。

そこで私はお伺いしますが、余裕がないとつまり年休はとらせない、こいうことなんです。あなたのおっしゃるよりからすれば、ここに一つ事例がある。集配の人できよう三時十五分に父親がなくなつた。嫁に行つた娘から連絡があつたから、課長にあつた休ましてくださいと、こう年休をすぐ請求したところが、だめだと断つた。ところが、こいう断つた管理者は、早出の出勤、早出といへば七時の出勤ですね。組合に對して出勤命令を一時二十五分過ぎに命令してきているわけだ。これ、午後ですよ。こうすると、出勤命令というものは、私は四時間前に命令するよりに協約できまつておると思ふ。命令したのはこの時間ではないわけだ。そして、その管理者は、朝間に合なかつたから、きようは物が多いので出勤をやつてもらうのだと言つて、本来ならば四時間前にやるべきなんだけれども、四時間前でなくとも一時間前でも命令はできる、こう言っているのですよ。その人に対しては、組合に對しては、まことに氣の毒なやむを得ない事情といふものがあつて、きようなくなつたから、あしたとか葬式があるんでしよう。そのときにはいけませんと言つて断つておいて、自分たちが今度は人を動かすときには、四時間前にと協約できまつたものも無視して、一時間前だつてできるのだと言つて使おうとしておるのだ。こいう人事管理といふのがノーマルな人事管理ですか。非常に一方的じゃないですか。

○北政府委員 お示しのようなこと、よく調べましてまた御報告したいと思ひます。

○山本(政)委員 人事局長の部内一般長あてのいまさつき私が申し上げた「今後の労使関係の改善について」、二項目にこり書いてある。いろいろ書いてきて、「これらの施策を実施していくにあたっては、それぞれの施策の目的にふさわしい適切な手段と方法によるべきであり、いやくも組織介入等不当労働行為にわたることのないよう格段の配慮をされたい」とこういつている。そうです。そしてその次に「昇任、昇格等に關連して職員を評価するような場合は、職員の具体的な能力、言動等にもとづいて、公正に行なわなければならぬ」と、こういつている。私は、集配課に昇任差別の例があるような気がする。しかし、これはあなたの方にひとつあつて私は報告をいたしたいと思ふのです。だけれども、私が考えたら、これは昇任差別の、つまりあなたがここにうたつておることとはうらはらのようなことが行なわれておるような気がするから申し上げます。小沢文雄君です。この際名前を申し上げます。四十五年四月まで集配分会の副分会長だった。この人が春の、つまり春闘ですか、不参加の意思表示をして副分会長をおりた。四十五年十月に主任が免令をされた。前任者約二十名を飛び越えておるのです。菅原健次さんという、数年前まで執行委員。同じように四十五年春の闘争で全通の運動に不参加をした。そして夏から別のグループに入つてゐる。あるいは第二組合と言つたほうがいいかも知れません。夏入つてゐる。四十五年十一月には主任が免令されておるのです。これは十名を飛び越えておるのです。あなたの方から言へば、ここに書いてある「具体的な能力、言動等にもとづいて公正に行なわなければならぬ」、だから具体的に判断をしました。そうおっしゃりたいのだらうと私は思ふけれども、しかし私もから見れば、これはどうも少し飛び越えておるといふような感じがするわけです。あとであなたの方のほうでどういふわけであつたのかひとつ教えてもらいたい。しかも、第二組合に行つた人たちが、全部局長表彰を受けて、管外出張をやつておる。

第一組合のまじめに働いておる人たちにそういうものが何もないのですよ。あなたの方は分裂支配をやつてゐるじゃありませんか。これを見れば、私はどう公平に考えても、片一方のグループだけが局長表彰をもらつて、片一方はゼロ、片一方だけが管外出張に行つて、片一方はゼロ、そういう人事管理が公正な人事管理とは私はちよつと思へません。第一組合の中でもきちんと仕事をやつておる人たちがおるはずですよ。局長にこのことを伺ひすることは、まだ調査不十分であるかもしれませんが、無理かもしれぬけれども、しかしこの点はどうお考えですか。

○北政府委員 私、先生のお話でありますので、十分調査はいたしたいと思ひます。ただし、結果的な数字だけからは判断はできないのじゃないか。たまたま具体的な能力等からそういつたことになることもこれはあり得ることではないか。むしろ、何でもかんでもいふわけのところで人事というものは排すべきことだ、かようにも考えておるわけでありませうけれども、しかし、そういう考えの中でも、やはり組合のほうから必ずしもそれが公平じゃないのじゃないかということ、かつて問題が提起されております。それらを実は受けまして、去年の十二月の合意ということも生じ、先ほど先生がお読みになりました通達の趣旨というふうなもの、そういうことがあつてはならないということに強く下部に示したものでありまして、私どもの精神はそういうことであります。したがつて、そういう精神が的確に下部に行なわれますように、今後とも十分に注意をしたいと思います、こう考えておる次第であります。

○山本(政)委員 私は、飛び越えることがけしからぬとか何とか言つてないのです。ところが人が必ずしもいいと言つてないのです。別のグループの人が全部昇任をし昇格をし、そして表彰され、管外出張までやる、こういうことがあるにもかかわらず、片一方のグループには全然それがないうといふことはおかしいじゃないかと言つてゐるのです。

のです。飛び越えたつていいのですよ。私は必ずしもところがいい、そんなこと言つてない。片一方はナッシング、片一方はオール、そういう人事管理というものが正しいかどうか、そのことを聞いておるのです。そのことだけなんです。○北政府委員 広く郵政内部全般というふうなことになるまで、かりにそういうことがあればこれはすこぶるおかしいと思ひます。また、部内全般でなくとも、たとえばもつと非常に大きなスケールでものを考えました場合に、そうして何百人も選ばれるという中で、片一方だけだ、これは非常におかしいと思ひますけれども、比較的小さなグループ、その中では結果的にそういうこともあり得ようかと思ひますけれども、御指摘のケースにつきましては十分調査をしたいと思ひます。

○山本(政)委員 比較的小さなグループではそういうことがあるというけれども、両方合はせたら三百人くらいなグループでしよう。三百人くらいなグループの中にそういうことが考えられますか。

○北政府委員 まあ二百五十人くらいの局でありますけれども、その程度の局でさらにそういうことが発生するというのはないだらうと思ひますが、当該局の場合につきましては、私も具体的に承知いたしておりませんので、十分調べましてまた御報告したいと思ひます。

○北政府委員 いまおつしやいました三月五日の集会というふうなことも、私いま先生から初めて伺ひましたので、そういうことを取りまぜてよく調べてみたいと思ひます。

○山本(政)委員 労務局長にちよつと伺ひます。もしそういうことが——もしでなくて現実にあつたわけだ。そういうことは一体あなたの立場からしてノーマルといえるのか、ノーマルといえないのか。それだけでいいです。

○石原政府委員 一つの職場に二つの組合がございまして、管理者側が一つの組合のみをひいきして一つの組合をいじめつけるということがございしますれば、これは私どもとして労働行政上はなほだおもしろからぬ事態だと思ひます。

○山本(政)委員 人事局長、いまのお話でおわかりだつたわけですよ。群馬でもそうだったでしよう、前橋ですか。全くないところにそういうことが出てくるはずがない。あなたはいつても調査した上だとか何とか言つてごまかしして報告も何も持つていらつしやらない。しかし現実にはこういうことが出てきておるといふことなんです。もしということでなく、これが現実にとつておるとするならば、あなたはどうかお考えです。

○北政府委員 そういつた組合による差別ということにつきましては、これは労務局長と全く同じ考え方でありませう。

○山本(政)委員 はぐらかさないでください。任用の差別ということは、あなたは調査して私に報告してくださつたと言つた。いまこゝで言つておるのは、第二組合及び全通の中の批判グループの人たちを一方所に集めて世話役会議を開いておるといふことは一体どうなんだ、これは正しいのか正しくないのですかとやつておるのです。

いうことであらば、これはまことによろしくないことだと思っております。

○山本(政)委員 人事局長、なかなか慎重で、たいへん頭がいい。お考えお考えして私に答弁されているようにすけれども、その中で、司会をするとか云々をするとかいう話があったけれども、そういうことに対して世話をするということが自体問題がありやしませんか。つまり、第二組合とか批判グループの人たちを一方所に集めること自体おかしいじゃないですか。労政局長はそれはおかしいと言っているのですよ。あなただって人事局長なんですよ。労使の問題について全くしろうとであるとは私はいわせませんよ。当然あなたはそのうにことに対して、そういうことは好ましくないし、あり得べからざることだということをはちゃんと御承知のはずだと思いませんか。司会をしたならなおさら悪いじゃないですか。中に入って世話役を内部にわたってまですることだ、なおいそろ悪いことですよ。しかし、一方所に一つのグループだけ集めるということについては世話役をしたことだ、私はたいへんおかしいと思いませんか。その点どうなんですか。

○北政府委員 そういった人々を集めるということは、これはどういふ趣旨か、集めるということとは不穏当な場合が多かろうと思えます。集めるということもあろうかと思えますが、そういう特殊な人々が何かそういう相談をする、あるいは相談をする可能性が十分あるというふうなもの、それを集めるとおっしゃいましたが、どういふ形か、何月何日どこに集まるといふようなこと、目的はこれこれだ。どういふ具体的なケースか存じませんけれども、まあそういう誤解を招くようなことは慎むべきだ。しかも誤解どころではなくて、その中身が非常によろしくないことであるならば、なおさらこれはいけないことだ、はっきりいけないことだ、かように存じます。

○山本(政)委員 もしも集めるなら、要するに組合員というのは、たとえば集配なら集配というものは、同じ仕事をしているはずだから、同じ内容の仕事はするんだから、一組合も二組合も批判グループも何もなくて、仕事の上のことなら、全部の人を同じところに集めて、そうして何か話をするのだったら、必要があるならば、話をすること、それが私は当然だと思う。しかしそれをことさらにグループを分けて、そして片一方のグループだけ集めてするということは、これは正しいやり方じゃないだろうし、そして同時に、片一方のグループに何かをしているんじゃないかという疑惑を持たせることも私は事実だろうと思いませんか。そういうことはあり得べからざることだと思は思ひます。その点は間違いないですね。

○北政府委員 仕事のことで集めるということになれば、先生おっしゃる通りに、やはり仕事の単位で集めるのが筋だろうと思えます。私的なことで集まるというのであります、先ほどのように少し話がぼやけますので、少しぼやけた答弁になりました次第です。

○山本(政)委員 それじゃ、私的なことで集めるというところで、片一方の連中を全部、一つのグループを全部集めるということはノーマルですか。あなたのとおっしゃることはどうも不可解なんですけれども、ノーマルですか。それは、断わっておきます、一組合は全部除外して、その他の者を全部集めているのですよ。

○北政府委員 それは、先ほど言いましたように、誤解を招く場合が非常に多いと思ひます。そういうことはすべきでない、かように思ひます。

○山本(政)委員 郵政省からこれが出たのが二月の二十二日。さっきのお話をお伺いすると、この前にすつとそういう本省、それから本部間の話し合いがあった、そしてこれが何日かたつておりました、思うんですが、その過程の中で、これが二日前の事件なんです。年末で不当処分があった。われわれにいわせれば不当処分。そして減給処分というの、六カ月が一名、四カ月が一名、三カ月が一名、二カ月が七十四名を発売している。これ

に対して零時四十分から郵便局のB館で、これは郵便の予備室であるのですけれども、報告集会を開いている。私もその場所を知っておるのです。そこで零時四十分には副支部長の司会で開会して、支部長から処分の内容その他のことについて説明をしておつたところが、局のほうから庶務会計課長、課長代理、それから主事の人たちがお見えになった。ちょうど入り口のところに石井君という人のほかに五、六名の人たちが出入り口におつた。それを局側のほうから来て、集会を許可してないから解散しなさいということでメガホンで繰り返しました。その間三名の人たちは、その組合の人たちを突破して中に入ろうとした。ところが、集会が終りになったので、副支部長が組合員に、管理者を入室させるように指示をしたのです。そして庶務会計課長、課長代理が、それに呼応するかのようにつつまで来た。一番うしろにおつた石井君というのが逃げおくれに突き飛ばされた。そして後転して後頭部を打って脳震盪でいま入院しているのです。私がふしぎに思うのは、そのときに三人の人たちは自分たちの責任であるということを言われたたよりでありました。しかしそれが、一週間たち、十日たつ間に、前言をひるがえして、自分たちがしたのではない、こいうふうになつてきておるようでありました。私の申し上げることも局長のおっしゃられることがあつた、まああなたたちのおっしゃることについては私は、まああなたたちのおっしゃることについて私なりに指摘をしていきたいと思ひます。

きいていのではないかと思ひます。ですから、人事局長にお願いしたいことは、問題のいきさつと、だれが石井君を押し倒したのか。その後局側はどういう処置をとったのか。そういうことをひとつお伺いしたいと思ひます。

○北政府委員 私どもで調査をいたしましたことを申し上げます。

二月の二十日でございます、先生おっしゃいましたように、処分に對する抗議ということで集會が開かれたわけでありました。この集會が無届付けでございました。局内で集會をやります場合には届付けを要するきまりになっております。したがって無届付けで開いたということ、これはやはりこの職場、郵便局内の秩序を保持する面におきまして解散をさせなければいかぬわけでありました。そこで庶務課長ほか二名が、解散命令を出すべく当該予備室の入り口におもむいたわけでありました。

入り口に参りましたら、そこに御指摘の石井君ほか六名の人がおりました、立ち止まらなかつておりました、課長、集會を妨害するな、うるさい、ということをお口々に大声でどなつておつたという状況であります。そこで、室内に入れませんので、庶務課長が立ち止まらなかつておる人の肩の間にメガホンを突き出して、そして解散命令を発しようとしたのでありますけれども、メガホンを手でふさがれまして解散命令を出すのも妨害された、こいう状況であります。なお、その部屋の入りに防壁のジャンパー、制服でありますけれども、制服をぶら下げるなどして中が見えないようにするといふようなこともございました。

で、そんなのをぶら下げれば制服が破れるじゃないか、そいうことをするなといふようなこと、いろいろそこで押し問答をしておつたわけでありました。

そいうことで約十分間過ぎたのであります。が、十分間ほどいたしまして、なお庶務課長ほか二名が室内に入つて解散命令を出そうとしたけれども、今度は、石井という人は加わつておらんかったけれども、ほかの三名が正面にがんばつて

これを入れたかった。そのときに、部屋の奥のほうから、副支部長らしい声で、そんなに入りたければ入れてやれというような声がありまして、そのために入り口に立ちどまっておった三人がばつと左右に散ったのであります。そこで代理と主事の二人がそのとき一歩室内に踏み込んだ。課長は室内に踏み込んでおられません。代理と主事が一歩室内に踏み込んだわけではあります。このとき石井君というのはどうしておったかといふと、問題の入り口のほうに顔を向けてあとすりをしておいた。そのとき、だれかわかりませんけれども、だれかが石井君の前をばつと横切った。そのときにドスンという音がして、石井君が入り口から約一メートルのところにあおむけにひっくり返ったのがわかった、こういうことでございませう。

そのときに課長は、そういうことで室内には入っていない。入りました二人のうち、成田という代理でありますけれども、代理が入ったとたんに三人ぐらゐの者に引っぱられて、入ったすぐ右側の壁にうしろ向きに押えつけられておるわけでありませう。そういう状況でありますので、石井君が倒れましたことは、そのドスンという音でわかっておりますけれども、課長はそのとき部屋に入っておりませんし、成田という代理は壁に押しつけられた状態であつて、とてもそういう石井君に当たるような状態になつたということでありませう。

それからあと、先ほどの副支部長が課長のところに行つてまいりまして、いろいろ、課長が押し込んだらう、どうするんだというふうなことで、それから大ぜいの者が課長をつるし上げる、こういう場面になつたわけではあります。そういうことでまた若干の時間がたつたようでありませうが、その間、石井君はだれかによつて、まあ管理者側ではありませうから、だれか、おそらく同僚によつてそこにありまして長いすの上に寝かされて防寒着をかぶせて休息しておつたということでありませう。そして、そのうちにだれかが救急車を呼びまして救急病院に連れていかれた、こういう状況で

あります。その間、課長はずつと大ぜいにつるし上げを受けていた、こういう状況と承知しております。大体、現場の模様につきましては、以上申し上げたことが私どもの調べた結果でございます。○山本(政)委員 人事局長、さすがにこうであるという断定をなさなくて、称しておる、こういうことで。私も組合員が称しておりますということでお話ししませう。

会計課長と課長代理、それから主事の人たちが三人で押し込めると話をしておつた。十二時五十分、しばしば中断をされておつた集會が終つたに近づいたので、副支部長が入り口に立っていた組合員に、管理者を入室させるように指示した。庶務会計課長と課長代理が強く押した。そして一番うしろにおつた石井君が逃げおくれでもろ手で突き飛ばされて後転、後頭部を床で強打した、こういうことなんですか。だからばくも、あなたがおっしゃる通りに、組合員が称した、こうしておきませう。

ただ、それから先がちょっと違ふと思うのです。会計課長をつるし上げたというのだけれども、会計課長は、当然そういうことに對して、管理者として組合員が倒れて動かなければ何かの処置をとるはずだと思つたのです。処置をとつたのは現実には管理者じゃないのです。女性の人が電話で救急車を呼んで小倉病院に送つておるわけなんです。私は何人かの人に会つて聞いた。そしてここに図面もちゃんと、どういふ状況にあつたかといふことを調べてもらつた。必要だつたらこれを差し上げますけれども、いすれにしても、組合員の話によれば、庶務会計課長は、もう手で突き飛ばしたというところを最初は容認しておる。そして、あなた方がこんなことをするからこういふことになつてしまつた、こう言つておる。そこまでの問題は、組合側の主張とあなた方の主張とは若干のズレがあると思つたのです。かりにズレがあるとして――私は組合員のほうを信じたいと思ひますけれども、一歩譲つてズレがあるとしても、そ

の後の処置に對して管理者としては何もしてないといふことです。しかも荒井という課長に至つては、おたくの息子さんが脳貧血で倒れたので救急車で病院に運びましたよ、こう言つておるのです。そして三日後の二月二十三日には、石井君はどうしましたか、入院でもしたのですかと親御さんに電話をかけておるのです。私はちゃんと自分で調査したのだからこれは間違いないのです。そんなに管理者同士にコミュニケーションがないものですか。庶務会計課長と集配課長の間に、あなた方の指導する局の管理者といふのはそんなにコミュニケーションがないのですか。労使のコミュニケーションは、ここで二十二日にあなた方は強調されておりました。私は、横のほうにもあなた方はそういう通達を出さなければならぬと思つたのです。労使関係だけでなく、横の管理者同士もコミュニケーションをちゃんとしなさいといふことを出す必要がある。庶務会計課長がかりに――私は再三繰り返しますが、組合員の主張といふものを認めたい、だけれどもあなた方の主張と食い違ひがある。しかし庶務会計課長といふのは事実を見ておるはずであります。そして荒井集配課長はそのことについて何らかの連絡を受けているはずですよ。受けなければ、石井君が入院されたといふことがわかるはずがないでせう。そして三日後に、入院をしましたか、何てはかばかしい、どこにそういう管理者としてあるまじき態度がありますか。あなた方の労使関係といふものはそこで端的に象徴されるじゃありませんか。そういう管理者の態度だから労使の間にも無用のトラブルが出てくるのですよ。答えてください。

○北政府委員 救急車で病院へ行つたわけでありませうけれども、そのときに、課長はずつとつるし上げられておつたわけなんです。しかし、そのときに医者へは局の車を出さうというふうに言つておつたのでありますけれども、救急車が来て、結局本人は救急車で走つたわけでありませう。それから、入院したといふことは、当日のうちに集配課長ももちろん連絡があつたようでありまして、私はた

ぶん当日だと思ひますが、当日集配課長が石井君の父親に、入院したことについて連絡をしております。そのときに、父親からも集配課長にいろいろ話があつたわけでありませう。そういうことでありますし、その後集配課長が病院に石井君を見舞いにも行つておるわけでありませう。

○山本(政)委員 どうもあなたのお答えは簡切れが悪いですね。いいですか。つるし上げたとか何とか言つたつて、本人が倒れたんだ。あなたが押し倒したんじゃないかといふことは組合員が言いますよ、それは普通の場合だつたら。処置をしない、それがつるし上げたんだといふはつるし上げたになるかかわらない。局の車でやりなさいなんて一言も出ていないのです。出ていないから夏目さんという女性が見かねて救急車を呼んでおるじゃありませんか。あなた方は、間違ひであるんだつたら間違ひであるといふことだけはすなおに認めるべきですよ。いままでの数回かの全通の問題に對してあなた方は、その点については私どもが誤りでございまして、といふことを一度だつて言つたことがありますが、すべて無過失、無責任じゃありませんか。当局といへども神さまじゃありませんよ。いつの場合だつてあなた方の話は無過失になつておるじゃありませんか。今度の場合だつて同じですよ。そして無責任である。責任なしとしておるのですよ。石井君はいま麻酔で頭の痛みをとめておるのです。脳波に異常があるとされている。前を横切つただけで自然に倒れるわけがない。組合員が組合員を倒さうといふことは考えられないですよ。私はたいがい静かにものを言つておるつもりだけれども、あなた方はそういう意味では全く自分を責めるという気持ちがない。ないじゃありませんか。そういう中で正常な労使関係が出てきますか。出てくると思ひましたら答へなさい。

○北政府委員 私ども、もちろん省側、局側が常に正しいという前提でものを申しておるわけではございませう。私どももこの事案につきまして一応十分調べたつもりでございませう。そういういたしま

して、調べた結果、省側にもまずいところがあるというところであれば、それに対しては適正な措置をとるということについてはいささかもやぶさかな気持ちには持っておらないわけでありました。ただ、本件につきましては、先ほど来御説明申し上げたようなことが調査の結果として出ておるわけでございます。

○山本(政)委員 荒井集配課長が見舞いに行つた。それは集配の責任者としてあたりまえです。それじゃ、庶務会計課長は行きましたか。そのときの当事者ですよ。

○北政府委員 実はその点、調査が不十分なのか、あるいは行つておらないのか、そこは存じませんが、取り急ぎ調べました関係で私も承知しておりますのは、集配課長が父親に電話をし、かつ見舞いに行つたということだけでございます。ですから、むしろそういう点につきましては、今後よく調べてみたいと存じます。

○山本(政)委員 笹沼さんは行っていないのですよ。一度も行っていないのです。労使関係の前に、人間としてそういうことが問題になるんじゃないか。かりに笹沼さんが両手で押したのではないかとあなた方がおっしゃることにしても、当事者の側の最高の責任者じゃありませんか、現場のときの。一度も行っていないのです。労使の前に、人間としてやらなければならぬでしょう、ほんとうなら。私が申し上げたいのは、局長以下課長、課長代理、そういう感覚があるから無用の摩擦を起すと言ふのですよ。もう一ぺん答弁してください。

○北政府委員 庶務会計課長が行つておらないとすれば、これは私、率直に言ひましてよろしくないと思つたを得ません。やはり、どういふことでありましてにしろ、負傷いたしました入院をしておるわけでありまして、自分の局の職員であるわけでありまして、これは当然見舞いをし、病状もよく聞き、そして一日も早い全快と申しますか、それを鼓舞するというのが当然やるべきことだと存じます。

○山本(政)委員 時間がきたようでありまして私の質問は終わりますけれども、きょうせっかく労働大臣お見えになったのですから、ひとつこういうことだけは注意していただきたい。別に答えは要りません。

年休にしても、つまり非常に緊急の場合でなく、事前に連絡をして、そして官側としては差し繰りができるにもかかわらず頭からそれを否定したり、それから私も社会通念上からいへば無理からぬと思うことを年休を不承認にしている。たとえば親御さんがなくなったときの年休を不承認にしている、そういうことが行なわれている。あるいは昇任昇格というのですか、そういうような問題についても、私もから見ればたいへん不合理な点があるように思われるし、それから、二つあるグループの一つのグループを一方所に集めて世話をすると、世話の内容は私はよく知りませんが、これもこれは労働局長からも、そういうことは誤りであるというお答えをいただいた。そしていまお聞きしたように、私は、労使の関係の前に人間としてしなければならぬようなことをしておらぬことが、無用に労使の紛争を招いておると思う。そういう点について、これは筋が違ふかもわかりませんが、しかし労働大臣ですら、全通の問題についてもひとつ格別の関心を持って御指導をいただきたいと思ひます。

私の質問を終わります。

○倉成委員長 西田八郎君。

○西田委員 労働大臣が本国会の開会後、本委員会でお信を表明されておりますが、その中で二、三お伺いしたい点がありますので、まずその点からお伺いをしていきたいと思います。

まず、委員会に配付されました労働大臣所信表明のプリントの中の第三、労働外交の積極的展開というところで、アジアを中心とする対外協力の強化を政府の方針として進めていきたい、こういうことで、昨年の十月ですか、労働省の編集されております「労働時報」第二十三巻十号に、九ページから一〇ページにかけて比較的この部分について

詳しく述べられておるわけでありまして、この中で私は重要な部分が抜けておるのではないかと申す。それは情報の収集その他も大切でありますけれども、先日の委員会でも私はここで意見を申し上げたのですが、やはりはだをもつて感ずるという、これは積極的な交流はないわけでありまして、やはりお互いの労働代表を相互に交流するということはきわめて重要な問題だと思ふので、これについては政府は考えているのかどうか。最近労働組合諸団体の独自の交流は相当活発に行なわれてきております。また、日本生産性本部等の派遣というところで、交流も行なわれてきておるわけでありまして、労働大臣はこれに對してどういふふうにお考えになるか、その点ひとつ御答弁をいただきたい。

○野原国務大臣 アジアを中心とする対外協力という問題、これは今後、日本の経済の発展、また日本の経済成長のためにはたしな力を、アジアのいまだにおくれておるという貧困な地域に役立てたいと考えておられて、それにはやはりでき得るだけ労使双方の人的交流がまず必要でございます。そういうことと同時に、向こうのほうからできるだけわが国に對する技術協力、技術的な面を受け入れて、技術の協力をしていきたい。日本の労働力が不足しておる傾向から見まして、ややとすると直接に労働力として受け入れたらどうかという主張も一部にございますけれども、私はそういう形はできるだけといたくない。やはり技術協力の面を進めていって、やがてあの東南アジア地域にその地域にふさわしいいろいろな工場が起きて、そこに多数の勤労者が働いて生産に従事する、そのためのまず技術協力、あるいはそういう工場施設等につきましても積極的な協力をすると

いう形があつて、初めてそこにアジアの地域が全体として近代国家としての大きな生産が展開するといふ形が好ましいと思ふのであります。そういう形で、すでにILOのアジア行政担当官会議をやつたり、あるいはアジア地域にいろいろな代表者の派遣をするとか、向こうからも先般大ぜい

参りまして、いろいろな会議が持たれたわけでございます。私もつとめてそういうところに出席をしまして、その方たちにお目にかかるといふことにしておりますが、こうして、わが国からも経済協力のための労使の協力調査団等を向こうに派遣する、向こうからもお招きをするといふ形で、政・労・使の方々が隔意ない意見を交換し、アジアの経済協力の強力な橋がかかるならば、それが一つの、将来に向かつての大きな発展に役立つのではないかと今ふに考えております。さういふわけで、私はアジア全体につきましては、そういう形でこれからもますます交流を深めてまいりたい。最近、いろいろの機会に労働団体等の幹部の方々と話し合ひをしておるのでありますが、非常に積極的にこの問題については御理解を持っておられます。非常にけっこうなことだと思ひます。日本の経済の成長発展というものは、単に日本だけが経済が発展するといふ形ではなくて、できるならば、これからは広くアジア全体が大きく発展をする、そのためには、アジアのまだおくれておるいろいろな体制を、できるだけ協力していきたいといふふうにご考慮しておるのであります。これからのその方針で進んでまいりたいと思ひます。

○西田委員 多少答弁が、ずばりお伺ひしたかったのですが、いろいろと申し述べられて、むしろ理解に苦しむところがあるわけなんです、私の申し上げておるのは、労働組合、労働者が構成をしておる諸団体、主として労働組合といふことになるわけでありまして、その労働組合の独自の交流がかなり盛んになってきておるわけですね。せんだつても、TWA LOといわれる、アジア繊維労働協議会の執行委員会が持たれておるわけなんです。それがいわゆる韓国、香港あるいはニュージーランドと持ち回りになって、さうして開かれておるわけなんです。さういふ点で、日本の労働組合の代表が行く。向こうの代表を招く。そこで、実際にはだに触れて、その国の実情なり民情なり

といふものを見てくる。そのことがまことに大き

な刺激になり、かつまたそれが知識となつて、いろいろな形でそれぞれの国の産業の発展に寄与をしてきておられるわけでありました。したがって、文部省や総務府では、青少年のそうしたことを育成するといふ意味で、育成事業としてかなり予算を取つてやつておられるわけでありましたから、これは労働省においてもそういう方法で、ただ単に労働省の出先機関であるアタッシェを使つて情報収集するといふだけではなしに、積極的な人事面における交流をはかつてはどうか、こういうことをお尋ねしているわけでありました。それについて大臣、どうですか。

○野原国務大臣 先般もT.W.A.L.O.の方々が日本にお見えになりました。ホテルニューオータニへ私がお招きをしまして、親しく懇談をいたしました。いずれにしても、アジアの方々をお招きをするとか、あらゆる機会にわが国の経済の交流、人事の交流を深めまして、緊密にひとつアジア全体が大きな発展をするように、側面からできるだけの御協力をいたしたい気持ちでやつております。

○西田委員 それは、ただ招くというだけではなしに、こちらからも派遣しなければだめなんです。そのことを私は重点にして聞いているわけなんです。

○野原国務大臣 これは、昨年バンコクにレーパーアタッシェを置くことにしたわけでありましたが、近くバンコクのレーパーアタッシェも、日本から今月中には赴任をいたしまして、向こうに参ることになっております。おかれておりますが、これは単なるアジア全体の情報等の収集のみならず、アジア全体の経済協力にかなる処置をとつたらいいかといったような前向きな姿勢で、これからはひとつレーパーアタッシェの機能を強化いたしまして進めてまいりたい、その考えでございます。

○西田委員 多少趣旨が十分伝わっていないのが残念なんですけれども、ここで一つ要望しておきたいと思ひます。

韓国への往復は、飛行機で行つて一週間いても、日本円にして十萬そこそこで行つて歸つてこられるわけですね。香港はもう少しかかりますが、台湾にしてはかりですね。あるいはインドにしてもパキスタンにしても、そう金がかかるものじゃないわけなんです。ですからそうした予算措置を労働省としてしていただいて、積極的にやはりそうした面からの交流をはかるということをして、政策として取り上げていただきたいと思ひわけでありました。そのことを要望をいたしておきます。

次に、第四に、やはりこの所信表明の第四の中で「発展のおくれた分野に働く人々の労働条件の改善」ということがあります。一体その発展のおけている分野というのはどういふ分野をさしているのか、ひとつお伺いをしたい。

○岡部(實)政府委員 必ずしも正確な定義ということではないのですが、御承知のように労働条件の面からいろいろ考へてまいります。場合に、日本の経済成長あるいは最近のいろいろな技術革新その他の発展によりまして、全般的には労働条件が向上されている。これはまあ大致的に観察いたしますれば、そういうことが言えるのではないかと。その中でやはり、必ずしも労働条件の面でも十分向上、改善が見られない分野が、いわば取り残された分野と申しますか、そういう分野が少しあるのではないかと。その面をひとつ今後は重点的に取り上げていこう。たとえば中小企業その他、労働条件が必ずしも大企業と比べて十分でない、あるいはそこにおいて労働組合の組織力も必ずしも十分でないために労働条件の引き上げが十分行なわれていないところとか、そういう中小企業の一部とか、あるいは最近非常に問題になつてきております女子の家庭労働の面とか、そういうふうな部分を、そこでおくれた部分というより、こういうふうな全般的に把握して取り上げていきたい、こういうつもりでおります。

○西田委員 そうしますと、その中には、同一企業、同一事業場の中で同じように働いている人で、

本工と臨時工という区分がありますね。臨時工というのは概して本工よりも悪い条件下に置かれておられるわけですが、そういう人々たちもおくれている分野というふうに理解していいのですか。

○岡部(實)政府委員 行政の対象としてつかまえます場合に、先ほど私が申し上げましたように、中小企業あるいは家庭労働とかというふうなことを一つの集團として考へておりますが、そのほか特別なものといたしまして、いま御指摘のような雇用形態等によりましてパートタイムの問題とかいろいろあるかと思ひますが、特別に行政対象として重点を置かなければならぬものである場合には、当然そういうものも考へてやつてまいりたいと思ひます。

○西田委員 この所信表明の文章の中では主として労働条件の改善というふうにあります。賃金、労働時間、休日、休憩その他退職金等も含めて労働条件といわれておられるわけですが、ここでは主として最低賃金といふことに重点を置かれておられるように思ふのですが、その他の労働条件についてどうお考へになつておられるのか。

○岡部(實)政府委員 たとえば労働時間の問題等につきましても基準法でいろいろな規定を設けております。しかし事実上たとえば長時間労働が横行なれておる、こういうふうなある分野が現実存在することも考へられるわけでございます。そういう面にも着目してまいりたいと思ひわけでございます。

○西田委員 そうしますと、時間、休日、休憩、そういうことも含まれると解していいのかわからうか。

○岡部(實)政府委員 そういう労働条件全般にわたつて必要なのは取り上げてまいりたいと思ひわけでございます。

○西田委員 そこで、改善をされる方法なんですけれども、いわゆる基準法において最低の基準は定められておられるわけでありました。しかしそれ以上に労働条件をよくするといふことは、あくま

でも企業における労使関係といふことになると思ひます。そうしますと、現在の法令その他の権限をもつては、悪いところの改善は、基準法以下のところは別として、それ以上のことは私は、労働省としては、役所としてできないのではないかと、いふふうに思ひわけでありました。そういう場合、その方法について具体的にひとつお示しいただきたい。

○岡部(實)政府委員 御指摘のように、労働基準法を実施しております労働省の立場をいたしまして、法律上の権限に基づく行政をいたしましては、基準法の違反に対しましてこれを是正させ、必要により法的な制裁措置を加えていくということが、監督行政としてはまさにそういう点に権限行使は決まらるゝといふことが、それに尽きると思ひます。ただ、私どもが考へておりますのは、たとえば安全の問題とか衛生の問題とかいうことになりまふ場合には、むしろより積極的に勤労者がほんとうに明るい環境のよい職場で働くといふいわゆる環境づくりといふのは、これは基準法のいろいろな規定は別といたしまして積極的に取り組んでいくべきものと思ひます。こういうものについては労使関係の直接の問題というよりも、むしろ全般的な環境づくりといふことで積極的に指導してまいります。そのためにたとえば職場環境の改善のための融資制度を活用するとかいうようなこともあわせて進めてまいりたい。ただ労働条件プロパーに関する問題につきましては、最低、基準違反を是正させると同時に、あとは労使の相互の理解と協力によつて改善に努力をしていただくために私どもも外部から、外部からというのはおかしいのですが、その環境づくりのために協力をしてまいります。こういうことを考へております。

○西田委員 これはきわめて重要なところであります。組織を持つていふところはいいのです。小さいながらも組合をつくり、そして労使で話し合いといふか闘争といふかいろいろの形態で労使の力関係といふものは存在すると思ひます。そういう形で存在するところはいわねえなんです。

ところが、それ以下のところというか、いわゆる
その組織を持たないところに問題があるわけ
なんです。そしてそういう企業では、表面上は非
常にりっぱにつくろっておられるわけです。たと
えば給料も初任給三万五千円、四万円という形を
とられておられるわけです。ところが、そこから引き
去られるものは何も書かれていない。あるいは労
働者には知られていない。そうすると、実際は
一日休んだだけで皆勤手当が飛んで、その皆勤手
当がべらぼうに高い。四千円であるとか五千円と
いうことで給料から控除をされるというふうなこ
と。あるいはまた他の企業でやっておる交通費の
負担が全然なされてない、すべて自前だ。負担
をしてもらおうと思つたら、非常に便利が悪い会
社の指定するバスに乗ってこいというふうなこと
になって、そうしたことが、多く中小企業とい
う、いま言われたいわゆる発展のおくれた分
野に働く人々を取り巻いておられるわけなんです。
ですから、そういうところを一体どう救つていくか
というところ、これは非常にむずかしい問題であろ
うと思うのですけれども、これは特に行政指導とい
いますか、そういう面では表面に立つて双方に
勧告あるいは命令するということではできない
か。しかしそれを労働省が全部するわけにはいか
ない。結果的には都道府県の労働部あるいは
商工労働部、いろいろになつておりますが、それ
ら地域における行政の機構でやつていかなけれ
ばならぬということになるわけです。そうした点
について労働省が地方のそうした労働関係の行政
機関に対して何か連絡をとり、指導するようなこ
とを定期的に行なつておられるのかどうか。

につつまして私もいろいろサジェストをする
というふうなことをいたしております。

○西田委員 これはひとつ積極的に進めていた
きたいと思つた。特に最近のように若年労働
力が不足し、そして中高年齢層が過剰なみにな
てくる、中高年齢層はどこへ行つてもあまり欲
迎されないわけですから、若年労働者について
はかなりの激しい争奪戦があつて、その争奪戦の
中には私がいま申し上げましたようなからくりと
いふものがあるわけです。そして労働者が失望
させ、定着を悪くするというふうなことも起こつ
ておるわけでありまして、そうした点について
は特にきびしくというから、強く指導をしていた
きたい、こういうことをお願いをしておきたいと
思ひます。

最後に、「合理的労使関係の確立」というふう
に言われておるわけでありまして、労働省の言わ
れる合理的な労使関係というのはどういふものか、
お伺いしたいと思います。

○石黒政府委員 これは、労使関係というのは千
差万別でございますので、こういうかっこうの労
使関係があればこれは表彰に値するといふふう
にはなかなかまいらないわけでございますが、悪い
ほうから申しますと、昔ございまして暴力的なも
のとか、あるいは暴力に及ばなくても、使用者側
でいへば不当労働行為的なものとか、あるいは非
常に感情的な労使関係といふのは、いずれも合理
的なものとは考えない。私も思つておりました
は、やはり相互信頼の上に立ちまして、団体交渉
であれあるいは労使協議制であれ、できるだけ話
し合いといふことを十分に尊重して、そしてお
互いの立場をできる限り相互に理解し合いながら
話し合ひを煮詰めていくことを基本にするといふ
ことです。

○西田委員 そうすると、結局、私は話し合いそ
のものも力関係だといふふうに思つておるわけ
ですけれども、その話し合いをする労使関係なら合
理的だといふふうに言われるわけですか。

○石黒政府委員 話し合いというのは、ただ話し
ていけばよいというわけではもちろんござい
ませんが、やはりお互いの立場をできるだけ相互
に理解し合つて、そして、全面的にはなかなか
ならぬまでも、相互にある程度の信頼関係を持
つていけるという上で話し合ひ。話し合ひの形として
は、労働条件等については団体交渉、そのほかの
問題については労使協議制といふようなこと、そ
ういふ話し合ひといふことを極力大事にして、そ
してそういう相互信頼の上に立つた、お互いの立
場を認め合つた話し合ひといふことを中心にして
労使の間の問題を処理していくという形は、私ど
もとしては、一応合理的な形と申してよろしいの
ではないかと思ひます。

しいかと思ひます。しかしその場合でも、その境
目については御承知のように種々争ひがあるくら
いなものでございまして、いわんや一般民間の場
合におきましては、そういうのはつきりした線はご
ざいません。しかし株主総会の事項などというの
は明らかに経営上のことで、労働者が口を出す筋
合いでもなし、純粋の経営上の事項と完全な労使
対等の立場で定めるべき事項などというものは、す
ばつと線が引かれるというよりは、だんだん色合
いかわつてくるというものでなからうか。そ
ういふものについては団体交渉という手段が必ず
しも適当でないという場合には、労使協議といふ
ことで、ある程度経営上の事項につきましても労
働者の発言権を認めてもいいのではないかと
ふりに考へておるわけでございます。

○西田委員 これは議論しかけると切りがないの
で、単に、合理的な労使関係といふことが書かれ
ておりますので、それに対する労働省の見解とい
うものを聞きたかつただけの話で、議論を吹つか
けようとは思つていません。しかし、いまの労働
局長の答弁にも私は若干引かかるところがあるわ
けですが、それはそれとして、きょうは議論を
吹つかけようと思つておるわけではあります。やはり
相互の主体性、自主性といふものを尊重する中で
相互の立場を理解し合ひ、そして話し合つてい
く、労働条件については団体交渉、あるいはその
他の条項については労使協議といふような立場に
立つて話し合つていくことをおっしゃつた
のだと思ひます。

次に、失業保険ですが、これの運用というので
すか管理というのですか、そういうことについて
若干伺つてみたいと思ひます。

現在、失業保険というのは保険料で保険収入が
入つてきます。そうすると、それから必要な給
付金その他、あるいは労働者の必要な支出を差し
引いて、そして全部資金運用部資金のほうへ積
み立てとして持つていかれるシステムになつてい
るのですか。

○住政府委員 御指摘のとおりでございます。
失業保険特別会計では、収入といたしましては労
使の保険料による収入、それから給付に對しまし
ては、一般保険については国庫負担が四分の一、
日雇い失業保険については三分の一、これが収入
になります。保険給付に充てておる、あるいは福
祉施設の運用に充てておる。その場合に剰余金
が生ずるのでございますが、その剰余金につつまし
ては、失業保険特別会計法によりまして積み立て
金として資金運用部に預託する、こういうのが現
在の体制のあらましと思ひます。

○西田委員 その最も近い時期における、運用部資金のほうへ積み立てられておる失業保険の残額は幾らあるのですか。

○住政府委員 決算の済んでおります四十四年度末の運用部に預けております積み立て金は三千九十七億円でございます。四十五年度は、これは見込みにすぎないのでございますが、剰余金がおおむね四百五十億程度になるのではなからうかというように見ております。

○西田委員 そうすると、三千五百億程度の金がいわゆる失業保険の積み立て金として積み立てられているわけですね。

そうすると、その運用部資金というのは労働省が使うとしても使えないわけですね。大蔵省の管理のもとで、運用部資金として利用されておる、こういうふうになっておるわけですか。

○住政府委員 失業保険特別会計法によりまして、剰余金は資金運用部に預託しなければならぬ、こういうことになっておまして、私どものほうでは運用部資金に預け入れておる、こういうことでございます。

そこで、その財源が御承知のように一般の財政投融資の財源になっておるわけでございますが、必ずしもその見返りということではございませんけれども、御承知のように雇用促進事業団で事業主に対する住宅融資とか福祉施設融資あるいは訓練融資、こういうことで運用部資金から四十六年度においては百八十七億ほど融資を受ける、こういうことになっておるかと思ひます。

○西田委員 そこで私は疑問を感じるわけなんです。三千五百億の大金が運用部資金に積み立てられておって、その中からわずか百八十七億というものが労働者の雇用を促進するという形で事業団に交付もしくは支出として出されておる、融資されておる。しかしこの三千五百億という金はいわゆる三者が共同で出し合つた金なんです。ですからその金をもっと適切に運用する方法はないものかどうか。たとえば厚生年金なんかでは、厚生年金基金という形において運用されておりますね。で

すから失業保険も、失業がふえてどんどん払わなければならぬというふうなことではないと思ひます。ですから、そうだとするならば、三千五百億という金を大蔵省にまかしておくのではなしに、やはりその三者によつて管理をして、そしてそれを有効に労働行政のために使うというこのほうがより適切ではなからうかと思ひます。法律がそうになっておるからという答へならしかたがないのですけれども、そういう方向で改善をしようという意思はありませんか。

○住政府委員 失業保険の積み立て金、それはまさに保険料でございます。労使の負担による金でございます。そこで、失業保険の性格を考慮してみますと、これは短期保険というところでございます。つまり、これは短期保険といたしまして、金でございまして、あまり剰余金なり積み立て金を持つべき筋合いのものではない、これは先生御承知のとおりでございます。実は、先ほど申し上げましたように、現在の積み立て金は三千五百億ほどになりうかと思ひます。これは金額としては非常に膨大なようでございますが、年間の保険料収入に對しまして一・六倍程度。これまた御承知のように、あまり金が残るようであれば、保険料の取り過ぎでございますから、料率を下げる、こういうことに制度上なつておるわけでございます。つまり、保険料収入の二倍になつたときは労働大臣は料率を下げる、こういうことになっておるわけでございます。現在のところ三千五百億、額としては非常に大きいのでございますが、保険料の収入規模も大きくなつてきておりますので、それが一・六倍というのが現状でございます。

そこで、厚年のような長期保険とは違ひまして、短期保険ということからくる一つの制約がございまして。それと同時に、ただいま先生御指摘のように、法律にはそういうような制度になつておる。実は私も、せっかく労使の金でございまして、それが労使に還元されるような運用は強く望んでおるわけでございますが、そういうような考え方がもとになりまして、雇用促進融資等も実はでき上がつてゐる。しかし、それは金額とし

ては、預けてある金から見ればまだまだ非常に少ない、こういうことかと思ひます。私もどなたかいたしまして、その趣旨としては全く先生の御指摘のとおりでございます。できるだけ預けられた金が被保険者なりあるいは事業主、保険料を負担するものの利益のために還元される、こういうふうな姿勢は当然持つべきだ、こういうふうに考えておるわけでございます。

○西田委員 いまも安定局長から、いやそれは当然そうあるべきだというふうな所信の表明といたしまして、見解の表明があつた。私は当然そうすべきだと思ひます。そして、それは、公に設けられたこの基金といふか、資金、積み立て金といふか、それを管理する委員会、運用する委員会を設けて、それで当然管理をしていくべきだと思ひます。とにかく大蔵省が何でもかんでも金を出すこと、あるいは金は人にまかせられぬというものが大蔵省の姿勢でありますけれども……（寒川委員「金の性質を考慮しろ」と呼ぶ）その大蔵省の考え方よりは、むしろ預けておる、こういう問題は、当然そうすべきである、そして、寒川さんが金の性質を考慮しろということをおられるわけですが、そのとおりであります。そして、それらのことが今度議題になり、いずれまた私も質問したいと思ひ財産形成等に適切に援助していくという形をとるのがそのいい方法ではないか、良策であると思ひます。すでに一部雇用事業団等にはそういう方法で支出も――それは、それがあつたから大蔵省は出しておると思ひます。もし失業保険の積み立て金が労働省になつたら、大蔵省、何が出ますか、けちな大蔵省が、それがあつたから出しておるのですよ。それならそういう方法をもっと拡大していくべきであるというふうに私は考えるわけでありまして。そこで大臣、ひとつこの問題について、大臣の任期中に何とか努力していただきたいと思います。

○野原國務大臣 西田さんのお説全く同感でございます。これは何とかひとつ事業主や労働者のためにもっと役立つような道を開きたい。

それにはどうしても皆さま方の全面的な協力を得なければ容易でございませぬが、当委員会の皆さま方に格別の御鞭撻をいただきます。何かうまい案をつくり強力を進めていくということが必要でございます。これは皆さま方の御協力を得ましてぜひとも実現をいたしたいというふうに考えております。

○西田委員 時間が来たようですから終わります。が、応援せよというところですが、応援して下さる。これは労働四団体でつづつておる中央労働福祉協議会――中央労働協同というものがこの問題についてはとにかく数年前から言うてきておるんですよ。ところが実際は労働省自身がなかなか踏み切らぬのです。それは、あまり言うて大蔵省からならぬ、ならぬと、それでなくしてさういふ労働省の予算が削られる、こういうふうなことから労働省が遠慮しておられる。ですから、それは大臣も胸を張つてやつて下さい。私はもう先頭に立つていきます。場合によりましてはすり込みでもなんでもやりますから、どうぞひとつお願いをいたしまして終わります。

○倉成委員長 次に寺前議員。
○寺前議員 この前は大臣がおられませんでした。が、鉄鋼関係で行なわれてゐる四組三交代制の新しい勤務体制ですね、これは人員をふやさずにやるものですから、いまいろいろな矛盾が生まれてきておると思ひます。これはもうざつと一年間になつてきたわけですね。この前は、この問題をめぐつて予備直という有給休暇の一定の部分の計画的に休暇をとらうというやり方をしているのは、労働者の最低基準を示すところの労働基準法に違反する行為じゃないかということをめぐる局長と若干の討論をやらしていただいたのです。これはお預けにしてありますので、また後日にしたいと思ひます。きょうは、やはり四組三交代制とあわせて、次に休憩時間の問題が問題になつてくるわけですね。できるだけ生産をうまくあげていく、そのためにはこの休憩時間を一斉にとらさぬで、部分的にとらしなからやつていくというやり方

が、四組三交代制の中での新しい特徴点としていま出てきているわけですね。こういう事態を現実として、はたして労働者の労働条件がうまく守れているのだからどうか、これはもう私がここで言うまでもないことですから、労働基準法の三十四条第二項で、所轄の監督署に届け出をやって許可を得てからそのことが行なわれるということになっていると思うのです。

そこで、私は、この四組三交代制の新たな次元の中で、現在、日本のそういう職場において一体どれだけの工場がそういう届け出をして許可を得てその一斉休憩でない時間が許されているのだから、ちょっとその実態をまず最初に聞きたいというふうに思っています。

○岡部(實)政府委員 御指摘は、基準法の三十四条の第二項に基づきまして、原則として休憩は一斉に与える、ただ行政官庁の許可を受けた場合はこの限りでないという規定がどの程度適用されているかという実態の問題だろうと思うのですが、実は全般的にそういう事項を統計的に取り扱った資料がございませんので、まことに遺憾でございますけれども、いまここで全数どのようなことかという実態について申し上げかねるのでございます。

○寺前委員 そうすると、全体がそういう状況にあるから、それじゃその中の許可を与えた職場がその後どうなっているのかわかるか、許可を与えたとおりに実行されているかどうかという監督をどの程度やったかということについても、おたくのほうではわかりませんか。

○岡部(實)政府委員 監督につきましても、三十四条の二項の適用についてという事項別の監督を集計はいたしておりますので、どの程度の数という確かな数字はちょっと申し上げられないわけでございます。

○寺前委員 私はこれは非常に重要な問題だと思うのです。おたくのほうで最近労働災害をめぐっての白書みたいなものをお出しになりました、い

きておる、これは気をつけなければならぬという問題を指摘しておられます。あの資料を読みますと、二期は三期に分けて、一期はどういう状況だった、二期はどういう状況だった、四十年以後は新しい段階としてもう一度見てみる必要がある、死亡事故が非常にふえてきているという立場からあの資料が整理されてあると私は見ました。そこで、そういう立場から見ると、明らかに生産は四組三交代制という新しい段階が出てきているのだから、休憩の与え方、休憩の与え方、明らかに疑問になる問題点が出てきているのだから、当然、これらの職場がどういう申請をやっているか、この申請に対して、それはよろしくないという指摘をしたところは何か出てきているか、許可を与えたところは何か、そして、それから一年たつてきたいま、はたしてその結果はどうかということの調査をやつてしまふべきだと思います。私はすみやかにそういう処置をとっていただきたいと思うのですが、局長さんどうでしょう。

○岡部(實)政府委員 実は定期監督を実施しております場合は、その実施の項目の中には、各法律に照らして違反事件をいろいろ監督しているわけでございます。その中で、たとえば休憩の規定に違反する事件として、四十四年度で把握しておりますのは千八百五十八件であります。その中身が、いま申し上げましたように、実は二項の届け出、それがわからないわけでございます。

さらに、いまの御指摘の点でございますが、労働基準法の各条項別にはつきり一つの実態をつかむことが非常に大事なことでは御指摘のとおりでございますが、この監督を通じて、いまの、たとえば休憩違反をさらに詳細に調査することがどの程度の事務の量になるか等の問題も実際問題として実はございますので、いまここで直ちにということでは申し上げかねるわけでございますが、いまの監督に關します統計のとおり方についてよく検討をいたしたいと思っております。そのときに、あわせていまの御指摘の問題も検討をさせていただきます。

ということですね、お許しをいただきたいと思っております。

○寺前委員 私は、監督官が強化されるように同時にやらなかつたらできないといういまの御指摘、当然だと思っております。しかし、生産のあり方がどんどん変わつてきている。これに対して労働者の労働条件を守るために積極的に監督官をふやさなければならぬというふうに、これを生かしてほしい。そして、特に許可を与える事業というのは、やはり特殊な問題を含んでいるから特別に許可を要するというものになっていくのだから、それを全うするための監督行政に必要な人員は当然入るべきだ。これは大臣に重ねて聞いておきたいと思っております。責任を持ってこの処置をやつてくれるように検討してくださいませう。

○野原国務大臣 基準局長の御答弁のとおり、この問題については今後十分検討して、私もしっかりとその方向で進めたいと考えています。

○寺前委員 第二番目に、私がこの問題を提起してきたのには一つの理由があるわけですね。実はいづれ、例の川崎製鉄の葦合工場の問題です。この工場は労働災害が全然なかったということで表彰を受けた工場なんです。ところが、事実上いろいろな刑事上の問題にもなる内容のことが行なわれておるといふことになるわけですね。こういう工場が、それじゃ反省して、はたして新しい段階にいまきているのだから。この労働組合の諸君たちは、再三にわたって会社に申し入れて改善を要求してきたにもかかわらず、やらなかつたところから告発問題に及んで、あの内容が明るみに出てきたわけですね。そういう意味では、私はこの工場の内部の問題については、労働組合と当該の庶務課の間で職場条件について十分に話し合つて解決をしてもいいというのを前提にするわけでありまして、それとも、しかし出されてくる問題は、私は全面的に調査したわけではございませんので、手紙として一つの問題提起があるから、私は検討する必

要があるだろうということで、実は昨日神戸の東監督署に寄つてみたのです。

それはどういふことかという、この人が出したきた手紙にはこう書いてあります。

私が働いている葦合工場では鋼帯課という工場があります。

この職場は労働組合の役員さん、会社の許可がなければ自由に立ち入りできないようになっています。

この鋼帯課にはゼンジミールという圧延機が四基と、連続焼鈍が約十六基ありますが、会社は工程の一部秘密を理由に労働管理をたくみに、この作業に従事している四〇〇名以上の労働者に労働基準法の最低の権利である休憩時間の四十五分も保障していません。

圧延職場は以前は一斉に休憩をとっていましたが、生産をあげるためと、休憩時間もとらず、交替で食事をとり、圧延作業をやらされるようになり、さらに昨年四月、四組三交代制が導入されてから、連続焼鈍などでは、大幅に要員が減らされ(例えば、十二名が九名に)た上、仕事の量が増され、さらにきびしくなりました。

会社は、圧延や、連続焼鈍は分割制といつていますが、休憩時間がほとんどとれず、十分、十五分と個人差がありますが、交替で弁当をかき込む時間が休憩時間となつており、四十五分間の保障はありません。

いそがしい時は弁当を半分食べて仕事をやり、また半分食べるといふやり方です。

こうした会社のひどいやり方に文句をいうと職制の圧力がかけたり、賃金を差別されるものもいえない状態です。云々といふことで手紙が来しております。この内容そのものについて、この人が出されてきた問題がどうかということについては、自分自身調べておりませんが、知りませんが、しかし私が監督署へ行つて調査した限りにおいては、やはり幾つかの問題があるように思います。

ここでお願いしたい第一番目の問題は、一斉休憩の除外の申請、これを三十六年と三十九年に当該工場では出してあります。ところが、そのときの各仕事別の人数を見ますと、合計しても二百六十人ほどなんです。ところが今日の四組三交代制以後の段階においては、この手紙にありますように、四百人以上の人たちがそういう仕事に変わってきている。明らかに仕事の内容が変わってきている。それから休憩時間についても、そのときに出したところの申請、それは三十分、三十分という参考資料をつけて、こういうふうに休憩をとらしますというやり方が書いてある。しかし現実にとらしているのは、この人が書いてあるような実態であるかどうかは別として、少なくとも違うというところは事実のようです。そうすると、人数面においても違ひし、休憩のとらし方においても新しい変化が起こっている。それにもかかわらず、前に出したところの申請書のままで、許可を得ているからということで新たな労働条件が認められるものなのかどうか。こういう場合に、三十四条二項に基づくとこの処置をしなくてもいいのだから。私はこの点においては明らかに違法行為だと思ふのですが、局長さん、どうでしょう。

○岡部(實)政府委員 三十四条二項に基づいて行政官庁の許可を受ける場合におきましては、一定の様式をきめておりまして、その様式に基づく一斉休憩の除外許可申請書を所轄の監督署に提出して許可を受けることになっております。その事項で、休憩時間を一斉に与えることのできない事由をはつきりさせること、それから休憩時間及びその与え方をどうするかという点を明確にすること、該当の業務がどういう種類であるか、さらに該当労働者の数が男、女、計でどうなるか、こういうことを申請書の記載事項として要求しておるわけです。したがって、いま御質問の具体的な事例につきましても、手元にございませんで明確に申し上げることはできませんが、一般論と

いたしまして、この許可は包括的、一般的に与えるものではなくて、いまの一定の様式に基づく申請書に基づいて許可を与えることになるわけでございます。したがって、その許可を与えた事実が実質的に変わってまいっている場合には、当初与えた許可がそれまで効力が及ぶとはちよつと考えられませんが、当然その実体的に違つてきた面につきましては、当初の申請を変更届けをするか、あるいは新しく申請をするかという手続をとることが、私は法律上期待している正当な手続であらうと考えます。

○寺前委員 そうすると、違法行為だということになったら罰則はどういうことになるでしょう。

○岡部(實)政府委員 この違法行為につきましては、百九十九条によりまして五千円の罰金ということになるわけでございます。

○寺前委員 五千円の罰金だけで済むのですか。

○岡部(實)政府委員 手続違反についての罰則はそうなっております。

○寺前委員 手続違反というのはどういうことですか。届け出なければ一斉休憩の除外はできないのでしょ。三十四条で、基本的には一斉に与えなければならぬ。しかし、こういう許可を受けた場合はこの限りでない。この問題でしよ。だから、事態は全然違うものになっておつたら、これは全然新しい問題なんだから、したがって、新しい問題の場合に、与えなければならぬという手続をやつていなかったら、これは単なる手続問題ではなくして、本質的に違法行為をやつたのではないか。そうしたら、その罰則がたつた五千円で済むのですか。百九十九条はそうはなっていないと思ひます。

○岡部(實)政府委員 ちょっとその前に訂正させていただきます。いまの百九十九条は、五千円の罰金のほかに、または六カ月以下の懲役が該当いたします。ただ、私が手続違反だということを申し上げましたのは、三十四条は原則として一斉に休憩を与えるということにして、ただし書きで、ただし許可を受

けた場合にはそれを一斉にしないでもいいというところが法律のあれになっております。そこで、許可を得るか得ないかということとは手続の問題でございます。それで手続が正当にとられたかどうか——とられておれば許さるべき事案であるかどうかという実態判断は別といたしまして、手続に違反するということがこの法律のまず第一の問題になるであらうということ、その違反についてこういう罰則がある、こういうことを申し上げたのであります。

○寺前委員 ということは、どういふことなんです。要するに、実態は変わつてしまつていて、人数も明らかに違ひし、仕事の休憩の与え方も全然違ひ。全然違ひ作業方式が変わつていて、だから、一斉に与える云々の問題は全然新しい形態の問題としてある。全然届け出なかったら、手続問題ではなくして、基本的にも何やらないでおいでやり始めたのだから、これは重大な違法行為と見ないのですか。単に手続をしなかったから悪かったのだということでは済む問題ですか。その点どうなんです。

○岡部(實)政府委員 それは、一般的な問題として、たとへばこれは手続にかかわらしてゐるわけですが、要するに、許可という手続をとれば一斉に休憩を与えなくてもいいということに実体的にはしておるわけです。そこでまず第一に、手続に違反するかどうかということがあるわけです。手続に違反した場合に、それがたとへば実体的に、本来手続をすればその実態は認められるようなものである場合——現にたとへばいま私どもは、一応交代制というものをとつていく場合に、それが正当に交代制の手続がとられておつて、一定の休憩時間がそこで保障されている場合には一斉休憩を与えないでもいいということ、一つの許可の行政的な基準を示しておるわけでございます。したがって、多くの場合にはもちろん申請が出ることを条件といたしますが、申請が出た場合に、その基準に照らしまして、許可すべきものかすべからざるものかの判断をする、基準に当たる

ものは一応許可をする、こういうことになるわけでございます。

そこで、本件につきましては、一応当初交代制にしようということで許可の申請が出てきてゐるわけです。それが実態は変わつてきておりまして、当然出し直さなければならぬというところとは私が冒頭に申し上げたとおりでございますが、その場合に、まず手続違反のあることははっきりしております。ただ、今度はその手続違反の中身が、実態が、この法律の許可に当然当たらないようなものの実態であるかどうかというものの判断がもう一つそこに加つて、お説のようにもしそういうような事態が現実にあるとすれば、実体法に対する一つの違反問題ということが出てくるのではなからうか、こういうふうに思ひます。

○寺前委員 わかりました。

それで、私がここで特別にこの問題を取り上げたのは、手続はあとからやっておけばいいという、だれかが問題にしないやあとからちよつと手を打つたら済む問題だということになつては、労働基準法が空文化してしまふ。そういう意味では、積極的に、一番最初に問題提起したように、一斉登録している会社というものが、どれだけ工場があつて、それが現実にはどう行なわれているかというところを、やはり重大な関心問題として監督をしていくということがあつて初めて、労働大臣もその責務を果たすことができると思ひます。そういう意味においては私は、当該工場に対して積極的に調査を行ない、この違法行為については直接処置をされるように要望して、終わりたいと思ひます。

終わります。

○倉成委員長 次回は明十一日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

社会労働委員会議録第五号中正誤

へし 段行 誤

正

一 九 小柴彦三郎君 小此木彦三郎君

四 七 申し上げます。 申し上げます。

五 一 四 いるかんがみ、 いる事実にかんがみ、

五 二 八 必要さ 必要な

五 二 七 此の際、 此の際、

五 三 七 閉鎖 閉鎖

五 四 四 ない、 ない、

三 一 四 製紙 製紙

一 四 六 公的機関 公的機関

三 二 八 問題を 問題に

三 二 三 減つて 減つて

三 四 二 産炭地域開発、 産炭地域開発就

就労事業 就労事業

同 第七号中正誤

へし 段行 誤

正

五 一 四 七百五十七億一 三百八十八億四

千円 千四百十三万二 千九百九十二万二

昭和四十六年三月二十日印刷

昭和四十六年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局